

経営事項審査の 手引き

令和8年7月

山形県 県土整備部

目次

1 経営事項審査の制度の概要	3
(1) 制度の概要	3
(2) 改正等のポイント	4
(3) 審査事務の手順	7
2 提出書類・提示書類	9
(1) 提出書類	9
(2) 提示書類	10
I 様式第二十五号の十四(経審申請書)	10
II 別紙一 工事種類別完成工事高・元請完成工事高	10
III 別紙三 その他の審査項目(社会性等)	10
IV 別紙二 技術職員名簿	13
V 工事種類別完成工事高付表	14
3 審査手数料	15
(1) 審査手数料の算定方法	15
(2) 審査手数料の早見表	15
(3) 電子申請について	16
(4) 申請手数料の電子納付について	16
4 審査基準	18
(1) 総合評定値の計算方法	18
(2) X_1 業種別完工高	18
I X_1 業種別完工高の評点	18
II 工事経歴書の記載方法	20
III 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ	23
(3) X_2 の自己資本額と平均利益額	24
I 自己資本額の点数	24
II 平均利益額の点数	26
III X_2 評点の算定方法	32
(4) Y 経営状況分析	33
I 経営状況分析の実施機関	33
II Y評点の算定方法	33
(5) Z 技術職員数と元請完工高	34
I 技術職員数	34
II 元請完工高	36
III Z評点の算定方法	38

(6) W その他の審査項目(社会性等)	39
I 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	39
II 建設業の営業継続の状況	45
III 防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)	46
IV 法令遵守の状況(営業停止処分の有無・指示処分の有無)	46
V 建設業の経理の状況	46
VI 研究開発の状況(研究開発費)	48
VII 建設機械の保有状況	49
VIII 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	50
IX W点のウエイト調整	50
X W評点の算定方法	50
 5 申請書等の記載例	 52
(1) 経審申込用はがき	52
(2) 様式第二十五号の十四(経審申請書)	53
(3) 別紙一(工事種類別完成工事高・元請完成工事高)	55
(4) 別紙三(その他の審査項目(社会性等))	57
(5) 別紙二(技術職員名簿)	61
(6) 様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類」	65
 6 その他の注意事項	 70
(1) 完工高の年額換算等	70
I 決算期を変更した場合の記載例	70
II 合併した場合の記載例	71
(2) その他	71
 7 コード一覧表	 72
(1) 知事コード	72
(2) 市町村コード	72
(3) 工事種類コード	73
(4) 技術者資格区分コード	74
(5) 業種コード	80
 8 申請書等の入手方法	 81
(1) 県ホームページからダウンロード	81
(2) 山形県建設業協会で購入	81
 9 問合せ先一覧	 81

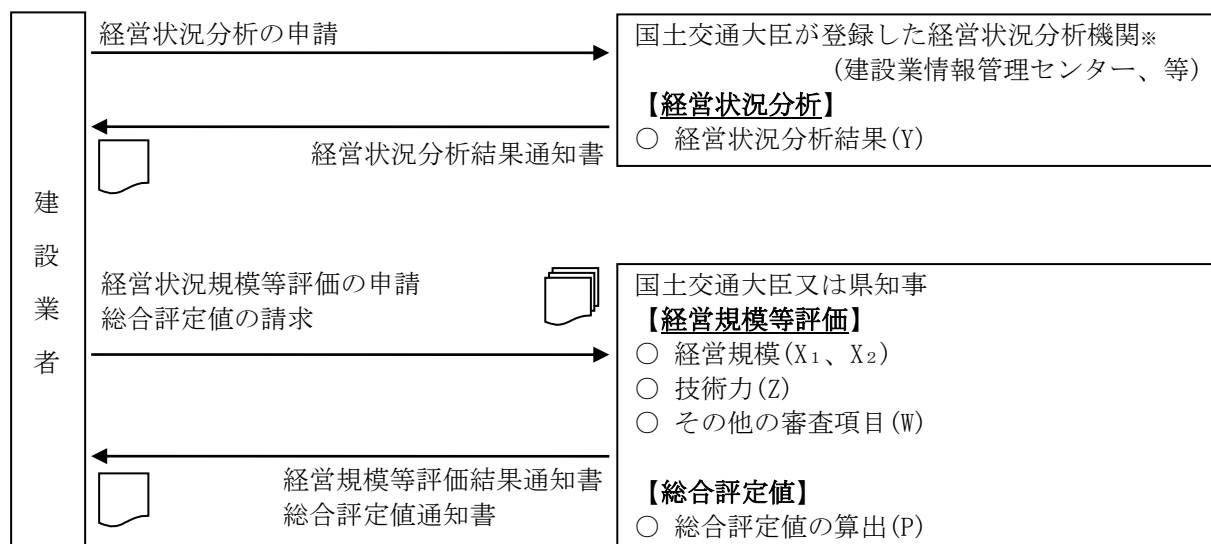
1 経営事項審査の制度の概要

(1) 制度の概要

経営事項審査(以下「**経審**」という)は、ある時点における、建設業者の規模・財務・技術・社会性を総合的に評価する制度です。(評価する時点を、審査基準日といいます。審査基準日は、原則として、審査直前の決算日です。)

公共工事の元請になるには、**経審**を受けなければなりません。正確には、契約の時点において、審査基準日から1年7か月以内の「**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書**」(以下「**結果通知書**」という)が必要です。公共工事の入札・契約の際に、結果通知書の提示を求められる場合があるので、結果通知書は大切に保管してください。(紛失した場合、結果証明を請求できます(有料)。)

経審は、財務状況(Y)を分析する「**経営状況分析**」と、経営規模(X)・技術(Z)・社会性(W)を審査する「**経営規模等評価**」を経て、「**総合評定値(P)**」を算出します。これらは全国一律の客観的な基準で評価されるので、客観点とも称されます。(これに対し、各行政機関が独自の基準で加減している点数は、主観点と称されます。)



「経営状況分析」は、国土交通大臣が登録した**経営状況分析機関**が行い、「経営規模等評価」及び「総合評定値の通知」は**許可行政庁**(国土交通大臣又は県知事)が行います。

経審では、許可を得ている業種から選択して申請(申請する業種数に応じて手数料が異なります)します。申請し受審した業種以外は、公共工事の元請になれないので注意が必要です。

また、経審の結果の総合評定値(P)は、公共工事の入札の際の参考資料とされます。

経審の申請に当たり、完成工事高の水増しや財務諸表の改ざんなど、虚偽の申請や虚偽の報告があった場合、営業停止や建設業許可の取消しを伴う罰則があるので、注意が必要です。(建設業法第46条・47条)

（２） 改正等のポイント

○令和 8 年 7 月 「建設業法施行規則等」の一部改正

【改正概要】

「建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）」、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）」及び「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件（平成 16 年国土交通省告示第 482 号）」並びに「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成 20 年国総建第 269 号）」が令和 8 年 7 月 1 日に改正され、施行されました。

・令和 8 年 7 月 1 日以降の申請で適用

その他の審査項目（社会性等）（W）について

- 1 社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）加入の有無について、建設業許可・更新時との重複審査を避けるため、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の審査項目が削除されました。
- 2 「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」に関して、建設技能者を大切に
する企業の自主宣言制度の宣言が加点対象となりました。
- 3 建設機械の保有状況について、アスファルト・フィニッシャ、不整地運搬車が加点対象となる建設機械として追加されました。
- 4 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について、「全ての建設工事で実施」している場合は 10 点、「全ての公共工事で実施」している場合は 5 点の加点とし、加点幅が縮減されました。

○手数料の電子納付導入について（令和 8 年 3 月 1 日より受付開始）

- ・手数料の納付について、従来の県証紙での納付に加え、「やまがた e 申請」より電子納付が可能になりました。詳細については 16 ページを確認してください。

○常勤性及び 6 か月超の雇用関係の確認書類について（令和 6 年 12 月 2 日から適用）

- ・健康保険被保険者証の新規発行の終了を踏まえ、健康保険被保険者証の写しの取扱いを廃止しました。また、所属企業の雇用証明書の取扱いを追加しました。

○令和 5 年 5 月 「建設業法施行規則」の一部改正

- ・令和 5 年 7 月 1 日以降を審査基準日とする経営事項審査の申請において、技術職員名簿に記載する有資格者コードの追加及び削除並びに業種の追加がされることとなりました。

○経営事項審査の電子申請について（令和 5 年 1 月 10 日より受付開始）

- ・経営事項審査について、電子申請の受付を開始しました。
確認資料については書面申請と同様ですので、本手引きを御確認の上、「建設業許可・経営事項審査電子申請システムマニュアル」（国土交通省ホームページ掲載）の手順に沿って手続きをしてください。

○令和 4 年 8 月 「建設業法施行規則等」の一部改正

【改正の概要】

・令和 4 年 8 月 15 日以降の申請で適用

技術力（Z）について、監理技術者講習受講者の加点可能な期間が「講習受講の日の翌年の開始日から 5 年間」となりました。

・令和5年1月1日以降の申請で適用

その他の審査項目（社会性等）（W）について

- 1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況として、審査基準日において「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」を取得している場合が加点対象となりました。
- 2 建設機械の保有状況について、ダンプ（土砂運搬が可能な全てのダンプ）、締固め用機械、解体用機械、高所作業車（作業床の高さ2 m以上）が加点対象となる建設機械として追加されました。
- 3 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無について、審査基準日において「エコアクション21」の認証を受けている場合が加点対象となりました。

・令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の状況について、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）の活用状況が加点対象となります。

○令和3年4月 「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正

【改正の概要】

- 1 技術職員数（Z1）について、改正建設業法により新設された監理技術者補佐を技術職員数の技術職員区分・資格に追加し、4点の評点が付与されます。
- 2 労働福祉の状況について、従来の評価対象となる補償制度の提供者に加え、「中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者」との間の契約についても同様に加点されます。
- 3 建設業の経理の状況（W5）について、公認会計士等数の算出にあたって算入できる者が改正されます。
- 4 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）について、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組が評価されます。
（技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値及び認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者の割合により審査）

※確認資料等について追記しました。（令和5年1月）

○令和3年1月 確認書類の簡素化

- 1 工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書の写し又は注文書及び請書の写しの提出は、建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件について提示してください。ただし、申請内容等に疑義がある場合など、追加で提示を求める場合があります。
- 2 技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等の写しのうち、有効期間の定めがなく、既に過去の経営事項審査において提出を受けている場合は、変更が無い限りにおいて、次回以降の経営事項審査における提出は不要です。ただし、申請内容等に疑義がある場合など、提出を求める場合があります。

○令和2年4月 建設業法等の改正

「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第496号）」及び「建設業法施行規則第18条の3第2項第3号の登録基幹技能者講習を修了した者に準ずる者を定める件（令和2年国土交通省告示497号）」が令和2年3月31日に制定され、同年4月1日から施行されました。

【改正の概要】

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成 31 年国土交通省告示第 460 号）第 3 条第 2 項の規定により、同項の認定を受けた能力評価基準により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（レベル 4 技能者）及びレベル 4 技能者に次ぐものとされた建設技能者（レベル 3 技能者）を技術職員数の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点を付与する。

【評点の付与】

レベル 3 技能者・・・2 点

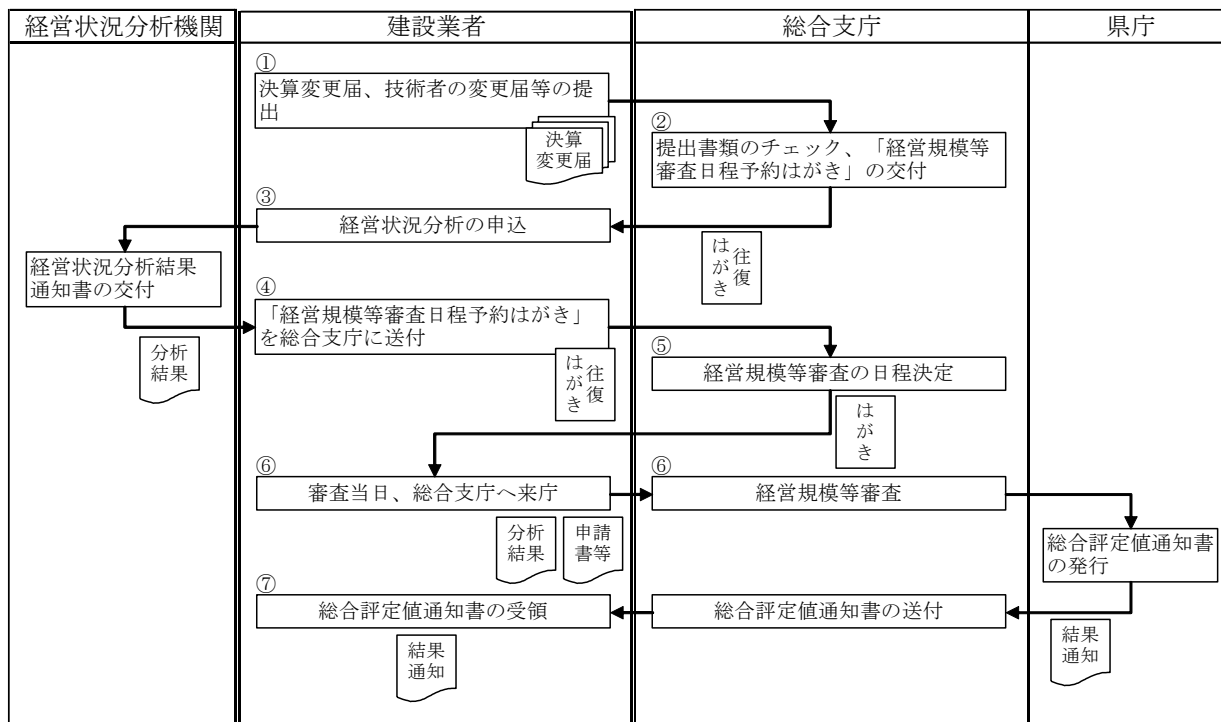
レベル 4 技能者・・・3 点

(3) 審査事務の手順

知事許可業者の経審の手順は、下記のとおりとなります。

ただし、国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者の経営事項審査については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課に事前にご相談願います。

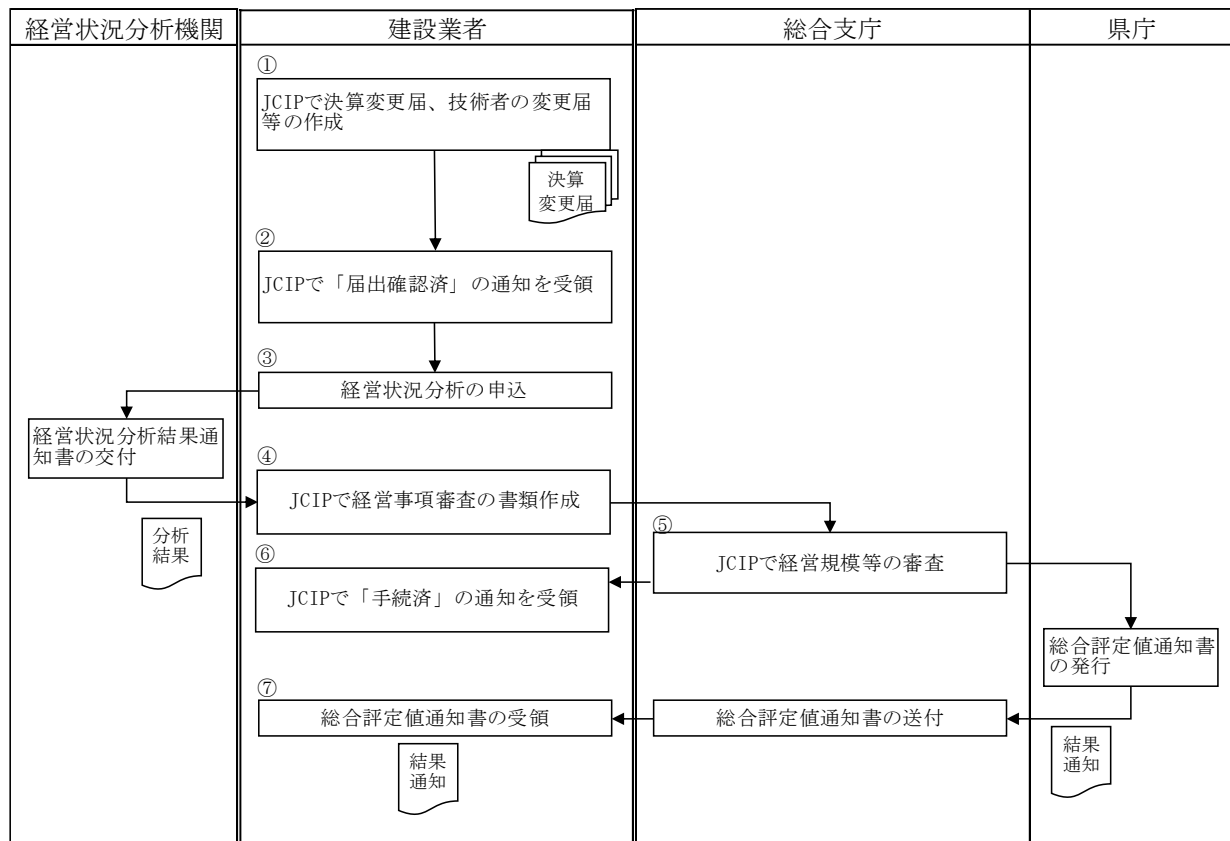
【書面申請の場合】



- ① 総合支庁へ決算変更届、技術者の変更届を提出します。決算変更届は、事業年度終了後から4か月以内に必ず提出してください。
- ② 総合支庁の窓口で、決算変更届の内容のチェック（工事経歴書の合計が合っているか、専任が必要な工事に配置された主任（監理）技術者が別の工事に配置されていないか、等）を行います。この時、「経営規模等審査日程予約はがき」が交付されます。
- ③ 国土交通大臣が登録した経営状況分析機関に経営状況分析の申込をします。申込の方法は、各分析機関にお問合せください。
- ④ 経営状況分析機関から「経営状況分析結果通知書」が届いたら、総合支庁に「経営規模等審査日程予約はがき」を送付します。
- ⑤ 総合支庁で日程を調整し、「経営規模等審査申請日時等指定票（往復ハガキの半分）」が送付されます。
- ⑥ 審査当日は、「経営規模等評価申請書」と必要な添付書類を持参してください。
- ⑦ 「総合評定値通知書」は県庁で発行するため、総合支庁での審査日から受領までは、3～4週間程度かかります。

【電子申請の場合】

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）で書類を作成してください。



- ① JCIP で決算変更届、技術者の変更届を作成します。決算変更届は、事業年度終了後から4か月以内に必ず作成してください。
- ② 書類作成後、内容に不備等がない場合は「届出確認済」の通知が届きますので、JCIP のマイページ又はメールで確認してください。
- ③ 国土交通大臣が登録した経営状況分析機関に経営状況分析の申込をします。申込の方法は、各分析機関にお問合せください。
- ④ 経営状況分析機関から「経営状況分析結果通知書」が届いたら、JCIP で経営事項審査の書類を作成します。
- ⑤ 総合支庁において JCIP で経営規模等の審査を行います。
- ⑥ 審査後、内容に不備等がない場合は「手続済」の通知が届きますので、JCIP のマイページ又はメールで確認してください。
- ⑦ 「総合評定値通知書」は県庁で発行するため、JCIP で「手続済」の通知から受領までは、3～4週間程度かかります。
- ⑧ 添付書類の不足、記載誤り等がある場合は、JCIP 通知機能でご連絡させていただきます。

2 提出書類・提示書類

(1) 提出書類

書面申請の場合は、正本・写しとも1部ずつ下記の綴込順のとおり並べて、クリップで留めてください。写しのうち1部は、申請者控えになりますので、受付印を押印後に返却されます。

綴込順	提出書類	提出部数
①	様式第二十五号の十四(経審申請書)	正本1部 写し2部
②	別紙一(工事種類別完成工事高・元請完成工事高)	
③	別紙三(その他の審査項目(社会性等))及び建設機械の保有状況一覧表(別表1)	
④	別紙二(技術職員名簿)及び継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)(常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則(写))	
⑤	C P D単位を取得した技術者名簿(様式第4号)(技術職員名簿に記載のある者を除く)※該当ある場合又はレベル向上者数による評価(項番50)を希望する場合に提出	
⑥	技能者名簿(様式第5号) ※該当ある場合又はC P D単位取得数による評価(項番49)を希望する場合に提出(評点算出において技能者数が必要となるため)	
⑦	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)※該当ある場合に提出	
⑧	「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書(様式第7号)※該当ある場合に提出	
⑨	経営状況分析結果通知書	
⑩	工事種類別完成工事高付表(様式第1号) ※完工高の業種間積み上げを行う場合に提出	
⑪	建設機械のリース契約に関する申出書※該当ある場合に提出	
⑫	審査手数料証紙貼付書	正本1部

経営状況分析において、財務諸表の内容に訂正があった場合は、既に提出済の決算変更届の差替が必要になります。財務諸表の差替分を3部提出してください。(事前に持ってきていただくか、経審の受審日に一緒に持ってきていただくかは、総合支庁の窓口にお問い合わせください。)

電子申請の場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システムで内容の修正を行ってください。

(2) 提示書類

次に掲げる書類は、書面申請の場合は審査当日に提示していただきます。

電子申請の場合は、書類を PDF 化して添付してください。

I 様式第二十五号の十四(経審申請書)

審査項目	提示書類
自己資本額 ※該当ある場合のみ	資本性借入金「該当証明書」 (経営状況分析の際に分析機関に提出したものの写し)
減価償却実施額	経営状況分析結果通知書の「参考値」の数値で確認します。 ただし、経営状況分析結果通知書に「参考値」の数値が記載されていない場合や、決算期を変更した業者の場合は、以下の書類を提示していただきます。 法人の場合 ①「法人税申告書別表 16 (1) 又は別表 16 (2) (写し)」(2 期分) ②該当する「その他の減価償却実施額を証する書類(別表 16 (4) 等)」(2 期分) 個人の場合 ①「所得税青色申告決算書(一般用)(写)」又は「収支内訳書(一般用)(写し)(いわゆる白色申告)」(2 期分) を提示していただきます。

II 別紙一 工事種類別完成工事高・元請完成工事高

審査項目	提示書類
工事経歴書の内容	下記の全ての書類 ①「契約状況を証する書面(写)」として、「契約書」、「注文書」、「請書」、「領収書」、「見積書」等 ※建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位 3 件について提示 ②「消費税及び地方消費税確定申告書(控え)」 ③「消費税及び地方消費税納税証明書(第 8 号書式(その 1))」 (税務署が発行) ※電子申請の場合、JCIP の「納税情報取得機能」により「納税証明書」の添付を省略できます (e-Tax を利用して納付した場合のみ)。 ※③はオンラインで交付請求が可能です。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm

III 別紙三 その他の審査項目(社会性等)

審査項目	提示書類
「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」の場合	①「 加入・履行証明書 」 (勤労者退職金共済機構が発行。審査基準日の加入状況が確認できるもの)
「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」が「有」の場合 (詳細は、(6)－I P37 及び P38 を参照してください。)	○ 退職一時金制度 下記のいずれかの書類 ①「労働協約」 ②「就業規則」(常時 10 人以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署の受領印のあるもの) ③「退職手当に関する規則」 ④ 特定業種退職金共済制度以外の「加入証明書」(勤労者退職金共

審査項目	提示書類
	済機構（中退共）。審査基準日時点の加入状況が確認できるもの） ⑤ 特定業種退職金共済制度以外の「<u>退職金共済手帳</u>」（勤労者退職金共済機構（中退共）） ⑥ 「<u>共済契約書</u>」（特定退職金共済団体） ○ 企業年金制度 下記の<u>いずれか</u>の書類 ① 「<u>加入証明書</u>」（厚生年金基金、企業年金基金、資産管理運用機関が発行。審査基準日時点の加入状況が確認できるもの） ② 「<u>契約書</u>」（保険会社が発行、適格退職金年金であるもの）
「法定外労働災害補償制度加入の有無」が「有」の場合（詳細は、（６）－Ⅰ P38 及び P39 を参照してください。）	下記の<u>いずれか</u>の書類 ① 「<u>加入証明書</u>」 ② 「<u>保険証券</u>」 ③ 「<u>加入者証</u>」 （いずれも（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法の規定により設立の認可を受けた者であって同法の規定による認可を受けた共済規程により共済事業を行う者、保険会社が発行）
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」が「該当」及び「新規若年技術職員の育成及び確保」が「該当」の場合	① 別紙二「技術職員の資格及び常勤性」の提示（提出）書類と同様の書類。 ② 前回の経営事項審査申請における技術職員名簿（様式第 2 5 号の 1 1 別紙 2）
CPD 単位取得数 技能レベル向上者数	① C P D 単位数を証する書類（単位取得証明書） ② 認定能力評価基準により、職員が受けた評価を証する書類（能力評価〔レベル判定〕結果通知書） ③ （技能者数を示すものとして）審査基準日において稼働している工事又は直近の工事に係る作業員名簿等（施工に従事したことが確認できる書類） ④ 常勤性を確認できる書類（健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書（写）等）
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	下記の<u>いずれか</u>の基準適合一般事業主認定通知書の写し（通知書の通知日が審査基準日以前であるもの） ① えるぼし認定（１段階目） ② えるぼし認定（２段階目） ③ えるぼし認定（３段階目） ④ プラチナえるぼし認定
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	下記の<u>いずれか</u>の基準適合一般事業主認定通知書の写し（通知書の通知日が審査基準日以前であるもの） ① くるみん認定 ② トライくるみん認定 ③ プラチナくるみん認定
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	ユースエール認定の基準適合事業主認定通知書の写し（通知書の通知日が審査基準日以前であるもの）
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	C C U S 上で出力できる帳票「3－1 事業者情報」及び「4－1 現場・契約情報」 ※評価対象となるのは、審査基準日以前 1 年以内に変更契約を除く請負契約を直接締結した全ての建設工事又は全ての公共工事（軽微な工

審査項目	提示書類
	事や災害応急対策工事を除く) について、CCUSにおいて現場契約情報の作成及び登録がなされていること及び建設工事に従事する者がCCUSへの直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制を整備している場合のみ。
「建設技能者を大切に する企業の自主宣言制度の 宣言の有無」が「有」の場 合	宣言日が審査基準日以前である以下の書類 「建設技能者を大切に する企業の自主宣言」 ※自主宣言制度 HP (https://jishusengen.mlit.go.jp/) における各 宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードするこ とで取得可能です。
「民事再生法又は会社更 生の適用の有無」が「有」 の場合	民事再生、会社更生手続開始決定日、計画認可日、手続終結決定日を 証明する書面
「防災協定締結の有無」が 「有」の場合	下記の <u>いずれか</u> の書類 ① 国、特殊法人又は地方公共団体と締結した「 <u>協定書(写)</u> 」 ② 社団法人等の団体(建設業協会、等)と国、特殊法人又は地方公共 団体が締結した「 <u>協定書の写し</u> 」及び「 <u>当該団体に加入し、一定 の役割を果たすことを証する書類(活動計画書・加入証明書等)</u> 」
「監査の受審状況」	「1」<u>会計監査人の設置に該当の場合</u> ① 「<u>有価証券報告書(写)</u>」又は「<u>監査報告書(写)</u>」 (無限定適正意見又は限定付き適正意見が付されたもの) 「2」<u>会計参与の設置に該当の場合</u> ① 「<u>会計参与報告書</u>」 「3」<u>経理の処理の適正を確認した旨の書類の提出に該当の場合</u> ① 様式第2号「<u>経理の処理の適正を確認した旨の書類</u>」(提出) ② 公認会計士等に係る「<u>合格証書等(写)</u>」 下記の要件を満たす<u>常勤の経理実務の責任者</u>が作成したもの ア 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有 する者 イ 一級登録経理試験に合格している者 ③ 様式第2号の作成者にかかる「<u>常勤性を確認できる書類(健康保 険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書(写)・出勤簿・給 与簿・賃金台帳等)</u>」 ※詳しくは、「4 (6) V建設業の経理の状況」に記載
「公認会計士等の数」及び 「二級登録経理試験合格 者の数」	① 公認会計士等に係る「<u>合格証書(写)</u>」「講習修了証(写)」 ② 二級登録経理試験合格者等に係る「<u>合格証書(写)</u>」「講習修了証 (写)」 ③ ①～②の者に係る「<u>常勤性を確認できる書類(健康保険及び厚生 年金保険の標準報酬決定通知書(写)・出勤簿・給与簿・賃金台 帳等)</u>」 ※詳しくは、「4 (6) V建設業の経理の状況」に記載
建設機械の保有状況	下記の①又は②、及び③の書類 評価対象とするのは次のとおり。(審査基準日から1年7か月 以上の契約期間を有するリース契約を結んでいる場合には、リー ス機械も台数に合算できる。) ・建設機械抵当法第二条に規定する建設機械のうち、ショベル系 掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレー ダー ・道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証の車体の形状欄

審査項目	提示書類
	に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車及び「アスファルト・フィニッシャ」と記載のある大型特殊自動車 ・労働安全衛生施行令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車 ・労働安全衛生施行令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車 ・締固め用機械は、労働安全衛生施行令別表第7第4号に掲げるローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー） ・解体用機械は、労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる「ブレーカ」及び同法施行規則第151条の175に定める「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」 ・労働安全衛生法に規定するつり上げ荷重3 t以上の移動式クレーン ①「売買契約書（写）」、又は「販売店、メーカーからの販売証明書（写）又は所有権譲渡証明書（写）」等所有権を確認できる書類 ※前年提出のあった機械については不要です。 ② リース契約書（写） ③「特定自主検査記録表（写）【建設機械、不整地運搬車】」、「車検証（写）【ダンプ、アスファルト・フィニッシャ】」（ダンプについて、車検証の備考欄に建又は（建）の記載がない場合も加点对象。ただし、「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象外。）又は「移動式クレーン検査証（写）【移動式クレーン】」（建設機械等が正常に稼動する状態にあることを確認） ※特定自主検査記録票等については、審査基準日時点で有効なものに限り認められます。 ※新車購入、新車リースの場合は不要です。
国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ・「エコアクション21の認証の有無」が「有」の場合 ・「ISO9001の登録の有無」が「有」の場合 ・「ISO14001の登録の有無」が「有」の場合	審査登録機関の認証を証明する書類（写）及び付属書（写） ※評価対象とするのは、（財）持続性推進機が認証したエコアクション21、（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）の取得（認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所単位での認証となっている場合は除く。）

IV 別紙二 技術職員名簿

審査項目	提示書類
技術職員の資格及び 常勤性	下記の全ての書類 ・評価対象とする技術者は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係がある者に限定する。 ・<u>高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても、評価対象に含める。</u> ①「<u>資格検定合格証書等（実務経験証明書含む）</u>」（全員分を名簿順

審査項目	提示書類
	に並べておく) ② 「<u>基幹技能者講習修了証</u>」(該当者のみ) ③ 6 か月を超える雇用の確認書類 以下のいずれかの書類 ア 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) イ 所属企業の雇用証明書(任意様式) ウ 給与支給明細書又は出勤簿(写)等 ④ 常時雇用の確認書類 直近の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書又は 住民税特別徴収税額の通知書(写) 下記のものは「講習受講」が「1」の場合に提示します。また、①と ②は<u>両方とも必要</u>です。 ① 「<u>監理技術者資格者証</u>」(審査基準日時点で有効なもの) ② 「<u>監理技術者講習修了証</u>」 建設キャリアアップシステム(CCUS)において、レベル4又は レベル3を取得した技術者を記載する場合は、資格の確認資料として 「<u>能力評価(レベル判定)結果通知書</u>」を提示してください。 当該書面は、レベル判定を受けた方が出力可能です。 ※キャリアアップカードの写しの提示は不要です。

V 工事種類別完成工事高付表

審査項目	提示書類
完成工事の業種間積み上げを行う場合	積み上げ先の業種及び積み上げ元の業種に係る契約内容が確認できる書類(契約書、注文書、請書、領収書、見積書等) ※請負代金の大きい上位3位について提示

※前年度(前回)の経営事項審査において、技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等の写し(有効期間の定めがないものに限る。)を提出している場合、内容に変更が無い場合は提出不要です。

【行政書士による代理申請について】

申請書(届出書)には、申請者(委任者)と申請代理人(行政書士)とを連記し、代理申請を行う行政書士の職印を押印してください(行政書士法施行規則第9条第2項)。

※委任状は各申請(届出)毎に作成してください。様式は任意ですが、次の事項を必須とします。

- ・申請者(委任者)及び申請代理人(行政書士)の住所又は所在地及び氏名又は名称等
- ・申請代理人の行政書士登録番号(行政書士証票の番号)
- ・委任内容(具体的に示すこと。)
- ・委任日(委任状の日付は申請日前3か月以内のものに限ります。)

3 審査手数料

(1) 審査手数料の算定方法

許可区分	納付方法	基本料金	業種別料金
知事許可	県証紙・ 電子納付	8,500 円 (経営規模等評価 8,100 円 + 総合評定値通知 400 円)	2,500 円 × 審査業種数 (経営規模等評価 2,300 円 + 総合評定値通知 200 円)

経営規模等評価のみ、総合評定値のみの審査も法律上可能です。その場合、総合支庁の窓口で事前にご相談ください。なお、経営規模等評価のみの申請の場合、公共工事の元請になれませんので、十分留意してください。

経営状況分析の手数料については、各経営状況分析機関にお問合せください。

県証紙は、県総合支庁売店（置賜総合支庁西置賜地域振興局を除く。）又は県内の県証紙売りさばき所で購入できます。

電子申請の場合も、県証紙を管内の総合支庁へ郵送（書留又は簡易書留）又は提出してください。「やまがた e 申請」による電子納付も可能です。

一旦申請した場合、申請を取り下げても、審査手数料は返還されませんので、ご注意ください。

(2) 審査手数料の早見表

業種数	手数料
1 業種	11,000 円
2 業種	13,500 円
3 業種	16,000 円
4 業種	18,500 円
5 業種	21,000 円
6 業種	23,500 円
7 業種	26,000 円
8 業種	28,500 円
9 業種	31,000 円
10 業種	33,500 円

業種数	手数料
11 業種	36,000 円
12 業種	38,500 円
13 業種	41,000 円
14 業種	43,500 円
15 業種	46,000 円
16 業種	48,500 円
17 業種	51,000 円
18 業種	53,500 円
19 業種	56,000 円
20 業種	58,500 円

業種数	手数料
21 業種	61,000 円
22 業種	63,500 円
23 業種	66,000 円
24 業種	68,500 円
25 業種	71,000 円
26 業種	73,500 円
27 業種	76,000 円
28 業種	78,500 円
29 業種	81,000 円

(3) 電子申請について

令和5年1月より、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」による電子申請の受付を行っています。(<https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T000001>)

利用方法等については、国土交通省ホームページよりご確認ください。

(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tkl_000001_00019.html)

電子申請システムのご利用にあたっては、デジタル庁が提供している gBizID プライムアカウントの取得が必要です。(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

○代理申請について

行政書士等が申請を代理する場合は、事前に次の方法を行う必要があります。

- ① 委任する側の方（委任者）、委任を受ける側の方（受任者）ともに gBizID プライムアカウントを取得
- ② 委任者の gBizID ポータルのマイページ「委任先一覧・委任申請」から委任申請
- ③ 受任者の gBizID ポータルのマイページ「委任承認＞受任情報一覧」から検索し、承認する
- ④ 受任者の JCIP のマイページ「委任状一覧」から、「委任状の追加」を行い、委任状を作成する
- ⑤ 委任者の JCIP のマイページ「通知」に表示されている委任状の承認依頼通知から「承認」を行う
- ⑥ 受任者の JCIP のマイページ「通知」に委任状の承認結果通知が届いたら委任関係の設定が完了

以上で委任関係設定が完了します。代理申請を行う場合は、トップページ「委任状一覧」から該当の委任状の「作成」を行うことで申請書が作成できます。

※ 行政書士でない者が書類の作成（その作成に代えて電磁的記録等を作成する場合を含む）を業として行うことは、行政書士法及び他の法律で定めのある場合を除き、禁止されていますのでご注意ください。

(4) 申請手数料の電子納付について

令和8年3月より、「やまがた e 申請」を利用した手数料の電子納付を開始しました。キャッシュレスに対応しており、いつでもどこでもクレジットカード・コード決済での納付が可能です。

※ 一律後納の手続きになります。

※ 従来通り県証紙での納付も可能です。

書面もしくは電子申請システムで経営事項審査の申請を行う際に、やまがた e 申請より電子納付の申請を行います。手順は次のとおりです。

○書面申請の場合

申請書を各総合支庁へ持参又は郵送する前に、電子納付申請も行ってください。

○電子申請の場合

電子申請システムで手数料納付指示がありましたら、電子納付申請を行ってください。

○申請方法

- (1) やまがた e 申請から電子納付の申請を行う。申し込みが完了すると「申込完了通知メール」が届く。
- (2) 審査が終了すると電子納付申請が受理され、「受理通知メール」が届く。以下の手順で納付を行う。
 - ① (1) で届いた「申込完了通知メール」に記載の「申込内容照会 URL」をクリックして、電子納付申請システム「申込内容照会」のページに進む
 - ② 「申込完了通知メール」に記載の整理番号とパスワードを入力する
 - ③ 申込詳細画面に進み、「納付情報 オンライン決済」の URL をクリックする
 - ④ 支払い方法の選択を行い、ご希望の支払い方法で支払手続を行う
 - ⑤ 支払いが完了すると、「収納通知メール」が届く
- (3) 後日、総合評定値通知書が発行される（受取または郵送）。

やまがた e 申請の申請フォームについては、山形県のホームページからご確認ください。

※ 申請する手数料・申請先の総合支庁ごとに申請フォームが異なります。ご注意ください。

(https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsu_jouhou/nyuusatsu_jouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsu_jouhou/kn/denshinoufu.html)

4 審査基準

(1) 総合評定値の計算方法

総合評定値は、以下の式から算定されます。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

X_1 = 業種別完工高の評点

X_2 = 自己資本額と平均利益額の評点

Y = 経営状況分析の評点

Z = 技術職員数と元請完工高の評点

W = その他の審査項目(社会性等)の評点

※ 小数点以下第一位で四捨五入。

例： X_1 業種別完工高	: <u>711 点</u>
X_2 自己資本額と平均利益額	: <u>661 点</u>
Y 経営状況分析	: <u>700 点</u>
Z 技術職員数と元請完工高	: <u>666 点</u>
W その他の審査項目(社会性等)	: <u>760 点</u>
の場合(申請業種： <u>土木一式</u>)	

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 \times 711 + 0.15 \times 661 + 0.20 \times 700 + 0.25 \times 666 + 0.15 \times 760 = \boxed{697 \text{ 点}}$$

(2) X_1 業種別完工高

I X_1 業種別完工高の評点

X_1 の平均完工高は、① 直前2年平均又は② 直前3年平均から選択できます。(ただし、業種毎
ばらばらには選択できません。)

直前3年平均の場合は、別紙一「工事種類別完成工事高」左欄に前々期(A)と前期(B)の平均(D)
を、右欄に基準年(C)を記入します。計算は、 $(D \times 2 + C) \div 3 = (A + B + C) \div 3$ で計算さ
れます。

事業年度の変更や合併等により審査対象年及び前(前々)審査対象年が24か月(36か月)に満た
ない場合は、年額換算します。(年額換算の具体例については、「6 その他の注意事項」を参照して
ください。)

業種別完工高(千円)の該当する「区分」の「評点」欄の計算式に当てはめて、 X_1 の評点を算定
します。(端数切捨)

例：土木一式の平均完工高が1億円の場合

換算表の区分→(31)

$$X_1 = 19 \times \frac{100,000 \text{ 千円}}{20,000} + 616 = \boxed{711 \text{ 点}}$$

換算表 X₁

工種別年間平均完工高	区分	評点
1,000 億円以上	(1)	2,309
800 億円以上 1,000 億円未満	(2)	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
600 億円以上 800 億円未満	(3)	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
500 億円以上 600 億円未満	(4)	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
400 億円以上 500 億円未満	(5)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
300 億円以上 400 億円未満	(6)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
250 億円以上 300 億円未満	(7)	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
200 億円以上 250 億円未満	(8)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
150 億円以上 200 億円未満	(9)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
120 億円以上 150 億円未満	(10)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
100 億円以上 120 億円未満	(11)	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
80 億円以上 100 億円未満	(12)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
60 億円以上 80 億円未満	(13)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
50 億円以上 60 億円未満	(14)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
40 億円以上 50 億円未満	(15)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
30 億円以上 40 億円未満	(16)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
25 億円以上 30 億円未満	(17)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
20 億円以上 25 億円未満	(18)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
15 億円以上 20 億円未満	(19)	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
12 億円以上 15 億円未満	(20)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
10 億円以上 12 億円未満	(21)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
8 億円以上 10 億円未満	(22)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
6 億円以上 8 億円未満	(23)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
5 億円以上 6 億円未満	(24)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
4 億円以上 5 億円未満	(25)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
3 億円以上 4 億円未満	(26)	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
2 億 5,000 万円以上 3 億円未満	(27)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	(28)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	(29)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	(30)	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
1 億円以上 1 億 2,000 万円未満	(31)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
8,000 万円以上 1 億円未満	(32)	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
6,000 万円以上 8,000 万円未満	(33)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
5,000 万円以上 6,000 万円未満	(34)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
4,000 万円以上 5,000 万円未満	(35)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
3,000 万円以上 4,000 万円未満	(36)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
2,500 万円以上 3,000 万円未満	(37)	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
2,000 万円以上 2,500 万円未満	(38)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
1,500 万円以上 2,000 万円未満	(39)	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
1,200 万円以上 1,500 万円未満	(40)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
1,000 万円以上 1,200 万円未満	(41)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
1,000 万円未満	(42)	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

○ **X₁業種別完工高の確認書類**

- ① 「契約書、注文書、請書、領収書、見積書等の写し」（建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件について提示）
- ② 「消費税及び地方消費税確定申告書(控え)」
- ③ 「消費税及び地方消費税納税証明書(第8号書式(その1))」（税務署が発行）

決算変更届を提出する時に作成する「様式第2号 工事経歴書」の内容と、契約書の内容を突き合して確認します。

また、消費税確定申告書の写しと消費税納税証明書は、完工高の合計と比較し、「課税標準額 > 完工高の合計」となっていることを確認します。「課税標準額 < 完工高の合計」となっている場合は、完工高の計算ミス等が疑われますので、ご確認ください。

Ⅱ 工事経歴書の記載方法

「決算変更届」を作成する際には、「様式第二号 工事経歴書」を使用してください。

例：○×建設の工事経歴書の記載例

業 種：とび・土工

決 算 期：平成29年10月～平成30年9月

施工実績：元 請	A地区地すべり防止工事	200,000 千円
	B川護床ブロック設置工事	120,000 千円
	市道C線防護柵設置工事	50,000 千円
	○○工事	45,000 千円
	●●工事	40,000 千円
	□□工事	35,000 千円
	■ ■ 工事	10,000 千円
元請小計(7件)		<u>500,000 千円</u> ・・・①

下 請	○○ビル新築工事の内くい打ち工事	100,000 千円
	D宅新築工事の内足場設置工事	70,000 千円
	◇◇工事	30,000 千円
下請小計(3件)		<u>200,000 千円</u> ・・・②

完工高合計(10件) 700,000 千円 = ①元請 + ②下請

上記のような場合は、次ページのように記載します。

余白に工事種別ごとにページを記入してください。(ページ/総ページ)

$p = 1 / 1$

「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により氏名を「D」とするなど個人が特定されることのないよう十分に留意すること。
なお、個人の氏名以外は、業者名、工事内容等がわかるように記載すること。

① 元請工事を、元請のみの完工高の合計の7割を超えるところまで請負金額の大きい順に記載します。

元請完工高のみの合計の7割	350,000千円(=500,000千円×0.7)
記載した元請完工高の計	370,000千円

② まだ書いていない元請工事か、下請工事を記載し、完工高の総計の7割を超えるところまで請負金額の大きい順に記載します。必ずしも元請工事を全部記載する必要はありません。

完工高の合計額の7割	490,000千円 (= 700,000千円 × 0.7)
記載した工事の計	540,000千円

※1 大きい金額の下請工事があつたとしても、必ず元請工事の下に記載してください。
 ※2 500万円(建築は1,500万円)未満の軽微な工事は10件まで記載してください。
 ※3 件数が少ない場合は、全ての工事を記載してもかまいません。

「小計」欄はページごとに記載した工事の件数及び完工高の額の合計を記載します。

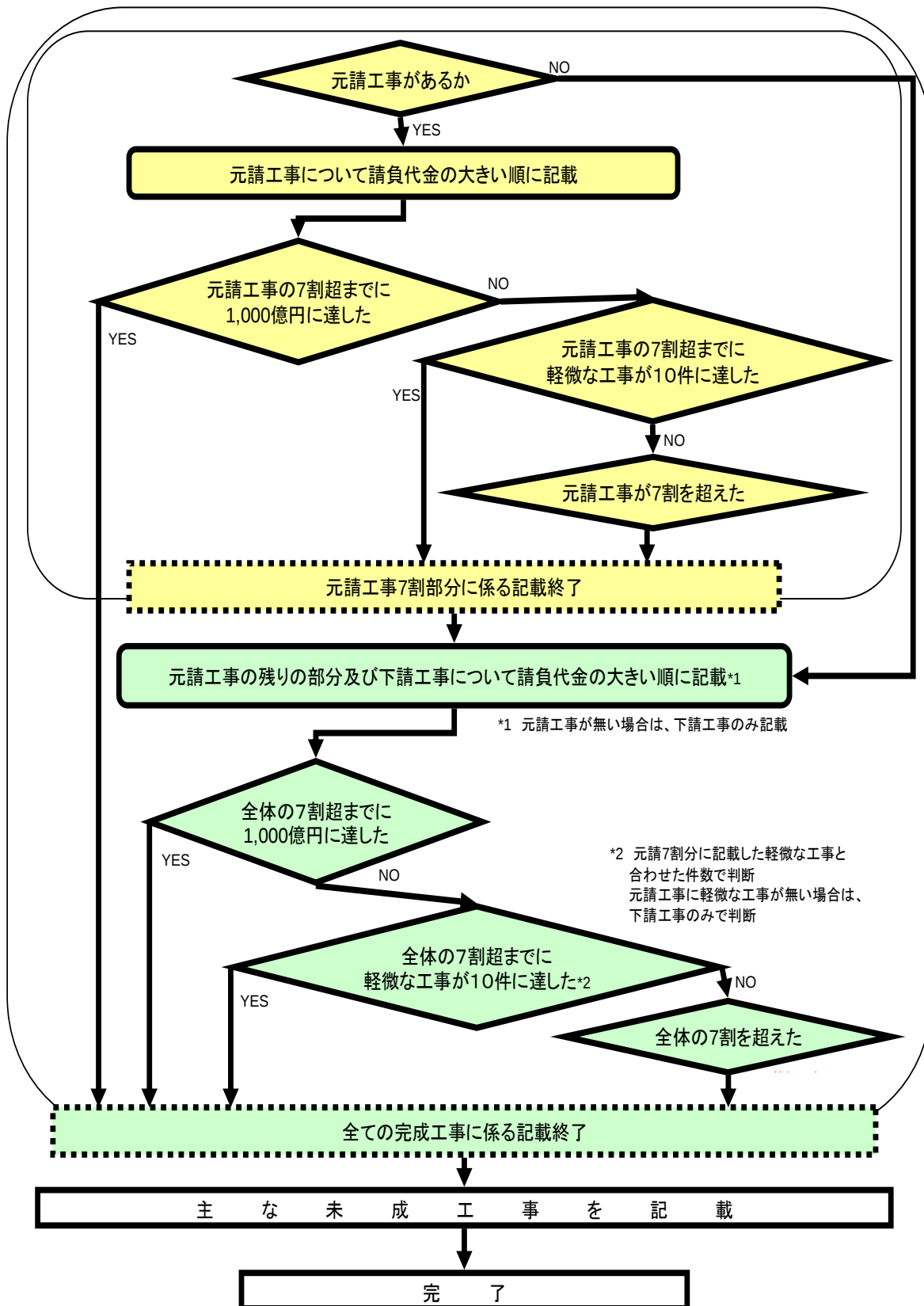
「合計」欄は完工高に計上した全ての工事の合計(決算額)を記載します。1業種が複数ページになる場合は、最終ページのみ記載します。

元請工事の完工高の合計を記載します。

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

別添

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



Ⅲ 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ

次の場合、許可業種間において、経営事項審査の申請を行わない業種の完成工事高をその内容に応じて、申請業種の完成工事高に含めることができます。

①一式工事への専門工事の積み上げ

土木一式	←	とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、舗装、水道施設、解体 ※上記工事のうち、建築に関するものは対象外。
建築一式	←	とび・土工・コンクリート、大工、左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、解体 ※上記工事のうち、土木に関するものは対象外。

②専門工事への他の専門工事の積み上げ（矢印方向に相互に積み上げ可能）

とび・土工・コンクリート工事	⇔	石工事
電気工事	⇔	電気通信工事
管工事	⇔	水道施設工事
管工事	⇔	消防施設工事

【注意事項】

- ・工事経歴書は業種毎に作成が必要です。
- ・積み上げ元の業種の完成工事高の一部のみの振り替えはできません。
- ・積み上げ元の業種については、入札参加資格申請ができません。
- ・公共工事の発注者によっては、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを確認してください。

○**確認書類**

- ・工事種類別完成工事高付表（別紙様式第1号）※提出
- ・積み上げ先の業種及び積み上げ元の業種に係る契約内容が確認できる書類（契約書、注文書、請書、領収書、見積書等の写し）※請負代金の大きい上位3位について提示

(3) X₂の自己資本額と平均利益額

I 自己資本額の点数

自己資本額は財務諸表の「貸借対照表」の「純資産額合計」欄の金額になります。X₂の自己資本額は、① 審査基準日時点、② 前年度決算日との平均(端数切捨)、から選択できます。

自己資本額の該当する「区分」の「点数」欄の計算式に当てはめて、自己資本額の点数を算定します。(端数切捨)

例：自己資本額が 5,000 万円 の場合

換算表の区分→(39)

自己資本額点数(イ) = $11 \times 50,000 \text{ 千円} \div 10,000 + 614 = \mathbf{669 \text{ 点}}$

換算表 X₂ (自己資本額)

自己資本額又は平均自己資本額	区分	点数
3,000 億円以上	(1)	2,114
2,500 億円以上 3,000 億円未満	(2)	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
2,000 億円以上 2,500 億円未満	(3)	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
1,500 億円以上 2,000 億円未満	(4)	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
1,200 億円以上 1,500 億円未満	(5)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
1,000 億円以上 1,200 億円未満	(6)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
800 億円以上 1,000 億円未満	(7)	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
600 億円以上 800 億円未満	(8)	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
500 億円以上 600 億円未満	(9)	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
400 億円以上 500 億円未満	(10)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
300 億円以上 400 億円未満	(11)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
250 億円以上 300 億円未満	(12)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
200 億円以上 250 億円未満	(13)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
150 億円以上 200 億円未満	(14)	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
120 億円以上 150 億円未満	(15)	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
100 億円以上 120 億円未満	(16)	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
80 億円以上 100 億円未満	(17)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
60 億円以上 80 億円未満	(18)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
50 億円以上 60 億円未満	(19)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
40 億円以上 50 億円未満	(20)	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
30 億円以上 40 億円未満	(21)	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
25 億円以上 30 億円未満	(22)	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
20 億円以上 25 億円未満	(23)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
15 億円以上 20 億円未満	(24)	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
12 億円以上 15 億円未満	(25)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
10 億円以上 12 億円未満	(26)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
8 億円以上 10 億円未満	(27)	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
6 億円以上 8 億円未満	(28)	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
5 億円以上 6 億円未満	(29)	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
4 億円以上 5 億円未満	(30)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$

自己資本額又は平均自己資本額	区分	点数
3 億円以上 4 億円未満	(31)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
2 億 5,000 万円以上 3 億円未満	(32)	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	(33)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	(34)	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	(35)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
1 億円以上 1 億 2,000 万円未満	(36)	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
8,000 万円以上 1 億円未満	(37)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
6,000 万円以上 8,000 万円未満	(38)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
5,000 万円以上 6,000 万円未満	(39)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
4,000 万円以上 5,000 万円未満	(40)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
3,000 万円以上 4,000 万円未満	(41)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
2,500 万円以上 3,000 万円未満	(42)	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
2,000 万円以上 2,500 万円未満	(43)	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
1,500 万円以上 2,000 万円未満	(44)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
1,200 万円以上 1,500 万円未満	(45)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
1,000 万円以上 1,200 万円未満	(46)	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
1,000 万円未満	(47)	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

○ 自己資本額の確認書類

① 財務諸表の「貸借対照表」の「純資産額合計」

審査対象となる期の財務諸表の「貸借対照表」の「純資産額合計」の額を確認します。前年度決算日との平均の場合は、前期の「貸借対照表」も必要になります。

ただし、決算変更届提出時に提出してもらっているため、経審の審査日には持参していただく必要はありません。

○資本性借入金

審査基準日が令和 7 年 3 月 31 日以降かつ、令和 7 年 7 月 1 日以降に経営状況分析の申請を行う者について、経営事項審査の「項番 17：自己資本額」に資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算して申請が可能となりました。なお、単独決算の場合に限ります。

○資本性借入金の要件（以下の全てを満たすもの）

ただし、残存期間が 5 年未満となった「資本性借入金」は、1 年ごとに 20% ずつ自己資本とみなす部分を逡減させる取扱いとします。

- (1) 償還期間が 5 年超
- (2) 期限一括償還
- (3) 配当可能利益に応じた金利設定
 - ・業績連動型が原則
 - ・債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること
- (4) 法的破綻時の劣後性の確保

(又は少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組み)

が備わっていること)

(5) 貸出主が金融機関(政府系含む)であること又は下記の制度による借入であること

○「資本性借入金」とみなして取り扱うことが可能なものと考えられる関係省庁等の制度

- ・挑戦支援資本強化特例制度(日本政策金融公庫)
- ・新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度(日本政策金融公庫)
- ・中小企業活性化協議会版「資本的借入金」
- ・中小企業活性化協議会版「資本的借入金」
(新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度協調型)
- ・災害対応型劣後ローン(日本政策金融公庫)
- ・産業復興機構による既往債権の買取制度
- ・危機対応業務による中小・中堅・大企業向け劣後ローン(日本政策投資銀行・商工中金)
- ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による既往債権の買取制度
- ・農林漁業経営資本強化資金

○**資本性借入金の確認書類**

資本性借入金「該当証明書」(経営状況分析の際に分析機関に提出したものの写し)

II 平均利益額の点数

平均利益額は、下記により算定します。

$$\text{平均利益額} = (\text{審査対象となる期の利払前税引前償却前利益} + \text{前期の利払前税引前償却前利益}) / 2$$

※1 利払前税引前償却前利益 = 「営業利益」 + 「減価償却実施額」

※2 営業利益 = 財務諸表の「損益計算書」の「営業利益」の額

※3 減価償却実施額 = 「未成工事支出金に係る減価償却費」 + 「販売費及び一般管理費に係る減価償却費」 + 「完成工事原価に係る減価償却費」 + 「兼業事業売上原価に係る減価償却費」 + 「その他減価償却費として費用を計上した額」

X₂の平均利益額は、2期平均により算定します。事業年度の変更や組織変更等により事業年度の変更や合併等により審査対象年及び前審査対象年が24か月に満たない場合は、X₁の完工高と同じ方法で、年額換算します。

前記の方法で算定した平均利益額の該当する「区分」の「点数」欄の計算式に当てはめて、平均利益額の点数を算定します。(端数切捨)

例：平均利益額が 2,200万円 の場合

換算表の区分 → (33)

$$\text{平均利益額点数(口)} = 10 \times \underline{22,000 \text{ 千円}} \div 5,000 + 609 = \underline{653 \text{ 点}}$$

換算表 X₂ (平均利益額)

平均利益額		区分	点数
300 億円以上		(1)	2, 447
250 億円以上	300 億円未満	(2)	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5, 000, 000 + 1, 643$
200 億円以上	250 億円未満	(3)	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5, 000, 000 + 1, 558$
150 億円以上	200 億円未満	(4)	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5, 000, 000 + 1, 462$
120 億円以上	150 億円未満	(5)	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3, 000, 000 + 1, 372$
100 億円以上	120 億円未満	(6)	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2, 000, 000 + 1, 306$
80 億円以上	100 億円未満	(7)	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2, 000, 000 + 1, 251$
60 億円以上	80 億円未満	(8)	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2, 000, 000 + 1, 179$
50 億円以上	60 億円未満	(9)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1, 000, 000 + 1, 125$
40 億円以上	50 億円未満	(10)	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1, 000, 000 + 1, 080$
30 億円以上	40 億円未満	(11)	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1, 000, 000 + 1, 028$
25 億円以上	30 億円未満	(12)	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500, 000 + 980$
20 億円以上	25 億円未満	(13)	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500, 000 + 950$
15 億円以上	20 億円未満	(14)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500, 000 + 910$
12 億円以上	15 億円未満	(15)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300, 000 + 880$
10 億円以上	12 億円未満	(16)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200, 000 + 850$
8 億円以上	10 億円未満	(17)	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200, 000 + 825$
6 億円以上	8 億円未満	(18)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200, 000 + 801$
5 億円以上	6 億円未満	(19)	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100, 000 + 777$
4 億円以上	5 億円未満	(20)	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100, 000 + 757$
3 億円以上	4 億円未満	(21)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100, 000 + 737$
2 億 5, 000 万円以上	3 億円未満	(22)	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50, 000 + 722$
2 億円以上	2 億 5, 000 万円未満	(23)	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50, 000 + 707$
1 億 5, 000 万円以上	2 億円未満	(24)	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50, 000 + 695$
1 億 2, 000 万円以上	1 億 5, 000 万円未満	(25)	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30, 000 + 676$
1 億円以上	1 億 2, 000 万円未満	(26)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20, 000 + 666$
8, 000 万円以上	1 億円未満	(27)	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20, 000 + 661$
6, 000 万円以上	8, 000 万円未満	(28)	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20, 000 + 649$
5, 000 万円以上	6, 000 万円未満	(29)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10, 000 + 634$
4, 000 万円以上	5, 000 万円未満	(30)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10, 000 + 634$
3, 000 万円以上	4, 000 万円未満	(31)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10, 000 + 622$
2, 500 万円以上	3, 000 万円未満	(32)	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5, 000 + 619$
2, 000 万円以上	2, 500 万円未満	(33)	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5, 000 + 609$
1, 500 万円以上	2, 000 万円未満	(34)	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5, 000 + 605$
1, 200 万円以上	1, 500 万円未満	(35)	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3, 000 + 603$
1, 000 万円以上	1, 200 万円未満	(36)	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2, 000 + 595$
	1, 000 万円未満	(37)	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10, 000 + 547$

○ **平均利益額の確認書類**

下記の取扱いは、山形県知事許可業者の場合です。

- ・ 経営状況分析結果通知書に「参考値」として、営業利益（当期・前期）、減価償却実施額（当期・前期）の記載がある場合は、その数値により確認します。
- ・ 経営状況分析結果通知書に、営業利益、減価償却実施額の記載がない場合、決算期を変更した場合は、下記の書類により確認します。

法人の場合

- ① 財務諸表の様式第 16 号「損益計算書」の「営業利益」
- ② 「法人税申告書 別表 16(1)又は別表 16(2)(写)」
- ③ 上記に加え、該当する「その他の減価償却実施額を証する書類(別表 16(4)、等)」

個人の場合

- ① 財務諸表の様式第 19 号「損益計算書」の「営業利益」
- ② 「所得税青色申告決算書(一般用)(写)」又は「収支内訳書(一般用)(写)（いわゆる白色申告）」

「営業利益」は「損益計算書」の「営業利益」欄の金額です。

- ①は決算変更届で提出済のため、改めて提出する必要はありません。
- ②については、2 期平均で算定するため、審査対象事業年度とその前年度の 2 期分の書類が必要になります。次ページ以降の様式の写しをご覧ください。

i 法人税申告書 別表 16(1)…定額法による減価償却をしている場合

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度: . . . 法人名: ()

別表十六(一) 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにより、その合計額を記載できますが、(1)期中の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法による特別償却の規定を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

1	取得年月日	4	. . .	. . .	. . .	. . .	. . .
2	事業の用に供した年月	5					
3	耐用年数	6	年	年	年	年	年
4	取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円
5	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額	8					
6	期末現在の償却累計額の額	9					
7	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	10					
8	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	11					
9	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	12					
10	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	13	外△	外△	外△	外△	外△
11	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	14					
12	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	15	外	外	外	外	外
13	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	16					
14	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	17					
15	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	18					
16	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	19					
17	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	20					
18	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	21					
19	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	22					
20	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	23					
21	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	24					
22	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	25					
23	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	26					
24	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	27					
25	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	28					
26	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	29					
27	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	30					
28	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	31					
29	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	32					
30	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	33					
31	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	34					
32	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	35					
33	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	36					
34	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	37					
35	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	38					
36	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	39					
37	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	40					
38	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	41					
39	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	42					
40	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	43					
41	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	44					
42	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	45					
43	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	46					
44	償却額計算の対象となる期末現在の償却累計額の額	47					

「当期償却額 35」欄の合計を千円未満切捨し、経審申請書に記載します。

法 0301-1601

ii 法人税申告書 別表 16(2)…定率法による減価償却をしている場合

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度: . . . 法人名: ()

別表十六(二) 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにより、その合計額を記載できませんが、(平十九年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法による特別償却の適用を受けるもの)を除きます。(38)欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1				
資産の種類	2				
取得年月日	3				
事業の用に供した年月	4	. . .	. . .	. . .	. . .
耐用年数	5				
取得価額又は製作価額	6	外 円	外 円	外 円	外 円
償却開始年月	7				
償却率	8				
償却額	9				
償却後の残価	10				
期末現在の償却後の残価	11				
償却額の計算	12				
償却額の計算	13	外 円	外 円	外 円	外 円
償却額の計算	14				
償却額の計算	15	外 円	外 円	外 円	外 円
償却額の計算	16				
償却額の計算	17				
償却額の計算	18				
償却額の計算	19				
償却額の計算	20				
償却額の計算	21	円	円	円	円
償却額の計算	22	()	()	()	()
償却額の計算	23				
償却額の計算	24				
償却額の計算	25				
償却額の計算	26	円	円	円	円
償却額の計算	27				
償却額の計算	28	円	円	円	円
償却額の計算	29				
償却額の計算	30				
償却額の計算	31	円	円	円	円
償却額の計算	32	()	()	()	()
償却額の計算	33				
償却額の計算	34				
償却額の計算	35				
償却額の計算	36	外 円	外 円	外 円	外 円
償却額の計算	37				
償却額の計算	38				
償却額の計算	39				
償却額の計算	40				
償却額の計算	41				
償却額の計算	42	外 円	外 円	外 円	外 円
償却額の計算	43				
償却額の計算	44				
償却額の計算	45				
償却額の計算	46				
償却額の計算	47				
償却額の計算	48				
償却額の計算	49				
償却額の計算	50				
償却額の計算	51				

「当期償却額 39」欄の合計を千円未満切捨し、経審申請書に記載します。

法 0301-1602

Ⅲ X_2 評点の算定方法

I (自己資本額の点数) と II (平均利益額の点数) で算定した各点数を平均し、 X_2 を算定します。

$$X_2 = \text{自己資本額の評点} + \text{平均利益額の評点} \div 2 \text{ (端数切捨)}$$

例： I (イ=669 点) と II (ロ=653 点) の例の場合

$$X_2 = (669 + 653) \div 2 = \boxed{661 \text{ 点}}$$

(4) Y 経営状況分析

I 経営状況分析の実施機関

Y 評点の審査は、国土交通大臣が登録した「経営状況分析機関」によって実施します。登録されている「経営状況分析機関」は、国土交通省のホームページで確認することができます。

◆ 登録経営状況分析機関一覧

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html (国土交通省)

経営状況分析の申込や添付書類等については、各分析機関にお問合せください。

II Y 評点の算定方法

Y 評点は、下記の式により算定します。

$$Y = 167.3 \times A \text{ (経営状況点数)} + 583$$

$$\begin{aligned} A \text{ (経営状況分析点数)} = & -0.4650 \times X_1 \text{ (純支払利息比率)} [-0.3\% \sim 5.1\%] \\ & -0.0508 \times X_2 \text{ (負債回転期間)} [0.9 \sim 18.0] \\ & +0.0264 \times X_3 \text{ (総資本売上総利益率)} [6.5\% \sim 63.6\%] \\ & +0.0277 \times X_4 \text{ (売上高経常利益率)} [-8.5\% \sim 5.1\%] \\ & +0.0011 \times X_5 \text{ (自己資本対固定資産比率)} [-76.5\% \sim 350.0\%] \\ & +0.0089 \times X_6 \text{ (自己資本比率)} [-68.6\% \sim 68.5\%] \\ & +0.0818 \times X_7 \text{ (営業キャッシュフロー)} [-10.0 \sim 15.0] \\ & +0.0172 \times X_8 \text{ (利益剰余金)} [-3.0 \sim 100.0] \\ & +0.1906 \end{aligned}$$

$$X_1 \text{ (純支払利息比率)} = (\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}) / \text{売上高} \times 100$$

$$X_2 \text{ (負債回転期間)} = (\text{流動負債} + \text{固定負債}) / (\text{売上高} \div 12)$$

$$X_3 \text{ (総資本売上総利益率)} = \text{売上総利益} / \text{総資本 (2 期平均)} \times 100$$

$$X_4 \text{ (売上高経常利益率)} = \text{経常利益} / \text{売上高} \times 100$$

$$X_5 \text{ (自己資本対固定資産比率)} = \text{自己資本} / \text{固定資産} \times 100$$

$$X_6 \text{ (自己資本比率)} = \text{自己資本} / \text{総資本} \times 100$$

$$X_7 \text{ (営業キャッシュフロー)} = (\text{「経常利益」} + \text{「減価償却実施額」} - \text{「法人税、住民税及び事業税」} \pm \text{「引当金増減額」} \pm \text{「売掛債権増減額」} \pm \text{「仕入債務増減額」} \pm \text{「棚卸資産増減額」} \pm \text{「受入金増減額」}) / 1 \text{ 億}$$

$$X_8 \text{ (利益剰余金)} = \text{利益剰余金} / 1 \text{ 億}$$

○ Y 評点の確認書類

- ① 審査対象となる期の「財務諸表」
- ② 審査対象となる期の前期の「財務諸表」
- ③ 審査対象となる期の前々期の「財務諸表」

経営状況分析機関に提出する書類の詳細については、各分析機関にお問合せください。

(5) Z 技術職員数と元請完工高

I 技術職員数

① 技術職員数値の算定

Z 評点については、業種ごとに算定します。技術者の保有する資格に応じて、下記の区分により技術職員数値を算定します。資格の区分については、後述のコード表(7 (4) 技術者資格区分コード)を参照してください。

1 人の職員につき、技術職員として申請できる業種は 2 種類まで になります。

1 つの業種について、1 人が、複数の資格を持っている場合、最も上位の資格(監理技術者講習受講者 > 1 級技術者 > 監理技術者補佐 > 基幹技能者等 > 2 級技術者等 > その他)のみをカウントします。

1 級技術者		監理技術者補佐	基幹技能者 又は レベル 4 技能者	2 級技術者 又は レベル 3 技能者	その他
監理技術者資格証 保有 かつ 監理技術者講習 受講	左記以外の者				
6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

※ 監理技術者補佐とは

主任技術者となる資格を有し、令和 3 年度以降の 1 級技術検定の第 1 次試験に合格した 1 級技士補である者です。(例：1 級建設機械施工技士補、1 級土木施工管理技士補 等)

監理技術者補佐(1 級技士補)の資格により申請する場合、申請できる業種については、2 級資格区分(主任技術者になることのできる資格)となりますので御注意ください。

※ 基幹技能者とは

国土交通大臣が登録した「登録基幹技能者講習実施機関」が実施する「登録基幹技能者講習」を受講し、その課程を修了した者。修了した者には、『登録基幹技能者講習修了証』が交付されます。(平成 20 年 4 月 1 日から建設業法施行規則に基づく登録講習制度として位置づけ。)

なお、登録基幹技能者講習実施前までに各専門工事業団体において認定してきた「基幹技能者」について、平成 24 年度まで所定の特例講習を受講した者(登録基幹技能者)に対し、『登録基幹技能者講習修了証』を交付することとしています。

※ レベル 4・3 技能者とは

建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成 31 年国土交通省告示第 460 号)第 3 条第 2 項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者(レベル 4)又はこれに次ぐものとされた建設技能者(レベル 3)。

例：技術者 A：1 級建設機械施工技士(監理技術者資格者証保有かつ監理技術者講習受講)

技術者 B：2 級土木施工管理技士(土木)

技術者 C：実務経験(基幹技能者認定)

の場合(申請業種：土木一式)

6 点(技術者 A) + 2 点(技術者 B) + 3 点(技術者 C) = **11 点**

○ **技術職員数の確認書類**

- ① 「資格検定合格証書等(実務経験証明書を含む)」【必須】※1
- ② 「登録基幹技能者講習修了証」※2
- ③ 6か月を超える雇用の確認書類
以下のいずれかの書類
ア 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)
イ 所属企業の雇用証明書(任意様式)
ウ 給与支給明細書又は出勤簿(写)等
- ④ 常時雇用の確認書類
直近の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額の通知書(写)
- ⑤ 継続雇用制度の確認書類(提出)
継続雇用制度の対象者であることを証する会社の代表者が記載した書面(様式第3号)(常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則)
- ⑥ 「監理技術者資格者証」※2
- ⑦ 「監理技術者講習修了証」※2
- ⑧ 「能力評価(レベル判定)結果通知書」※2

※1 前年受審時と同一の資格を技術職員名簿に記載をした者については、提示不要。

※2 該当する場合に提示。

② **技術職員数の評点の算定方法**

①で算定した「技術職員点数」の該当する「区分」の「点数」欄の計算式に当てはめて、技術職員数の評点を算定します。(端数切捨)

例：技術職員点数が **11点** の場合

換算表の区分：**(28)**

技術職員数の評点(イ) = $62 \times 11 \div 5 + 511 = \mathbf{647}$ 点

換算表 Z (技術職員数)

技術職員数値		区分	点数
15,500 以上		(1)	2,335
11,930 以上	15,550 未満	(2)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 3,570 + 2,065$
9,180 以上	11,930 未満	(3)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 2,750 + 1,998$
7,060 以上	9,180 未満	(4)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 2,120 + 1,939$
5,430 以上	7,060 未満	(5)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 1,630 + 1,876$
4,180 以上	5,430 未満	(6)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 1,250 + 1,808$
3,210 以上	4,180 未満	(7)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 970 + 1,747$
2,470 以上	3,210 未満	(8)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 740 + 1,686$
1,900 以上	2,470 未満	(9)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 570 + 1,624$
1,460 以上	1,900 未満	(10)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 440 + 1,558$
1,130 以上	1,460 未満	(11)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 330 + 1,488$
870 以上	1,130 未満	(12)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 260 + 1,434$
670 以上	870 未満	(13)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 200 + 1,367$

技術職員数値		区分	点数
510 以上	670 未満	(14)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 160 + 1,318$
390 以上	510 未満	(15)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 120 + 1,247$
300 以上	390 未満	(16)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 90 + 1,183$
230 以上	300 未満	(17)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 70 + 1,119$
180 以上	230 未満	(18)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 50 + 1,040$
140 以上	180 未満	(19)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 40 + 984$
110 以上	140 未満	(20)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 30 + 907$
85 以上	110 未満	(21)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 25 + 860$
65 以上	85 未満	(22)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 20 + 810$
50 以上	65 未満	(23)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 15 + 742$
40 以上	50 未満	(24)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 10 + 633$
30 以上	40 未満	(25)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 10 + 633$
20 以上	30 未満	(26)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 10 + 636$
15 以上	20 未満	(27)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 5 + 508$
10 以上	15 未満	(28)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 5 + 511$
5 以上	10 未満	(29)	$63 \times (\text{技術職員点数}) \div 5 + 509$
	5 未満	(30)	$62 \times (\text{技術職員点数}) \div 5 + 510$

Ⅱ 元請完工高

① 元請完工高の評定の算定

元請完工高は、 X_1 の完工高と同様に、① 直前2年平均又は② 直前3年平均から選択できます。(ただし、業種毎ばらばらには選択できません。)

直前3年平均の場合は、別紙一「工事種類別元請完成工事高」の左欄に前々期(A)と前期(B)の平均(D)を、右欄に基準年(C)を記入します。計算は、 $(D \times 2 + C) \div 3 = (A + B + C) \div 3$ で計算されます。

ただし、 X_1 の完工高の区分を2年平均とした場合は、2年平均を選択し、 X_1 の完工高の区分を3年平均とした場合は、3年平均を選択してください。

		X_1 の区分	
		2年平均	3年平均
元請完工高 の区分	2年平均	○	×
	3年平均	×	○

事業年度の変更や合併等により審査対象年及び前(前々)審査対象年が24か月(36か月)に満たない場合は、年額換算します。(年額換算の具体例については、「6 その他の注意事項」を参照してください。)

元請完工高(千円)の該当する「区分」の「評点」欄の計算式に当てはめて、元請完工高の評点を算定します。(端数切捨)

例：土木一式の元請完工高が **5,000万円** の場合
換算表の区分→ **(34)**

$$\text{元請完工高(口)} = 22 \times 50,000 \text{ 千円} \div 10,000 + 635 = \boxed{745 \text{ 点}}$$

換算表 Z (元請完工高)

工種別年間平均完工高	区分	評点
1,000 億円以上	(1)	2,865
800 億円以上 1,000 億円未満	(2)	$119 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000,000 + 2,270$
600 億円以上 800 億円未満	(3)	$145 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000,000 + 2,166$
500 億円以上 600 億円未満	(4)	$87 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 2,079$
400 億円以上 500 億円未満	(5)	$104 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 1,994$
300 億円以上 400 億円未満	(6)	$126 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 1,906$
250 億円以上 300 億円未満	(7)	$76 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,828$
200 億円以上 250 億円未満	(8)	$90 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,758$
150 億円以上 200 億円未満	(9)	$110 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,678$
120 億円以上 150 億円未満	(10)	$81 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 3,000,000 + 1,603$
100 億円以上 120 億円未満	(11)	$63 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,549$
80 億円以上 100 億円未満	(12)	$75 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,489$
60 億円以上 80 億円未満	(13)	$92 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,421$
50 億円以上 60 億円未満	(14)	$55 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,367$
40 億円以上 50 億円未満	(15)	$66 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,312$
30 億円以上 40 億円未満	(16)	$79 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,260$
25 億円以上 30 億円未満	(17)	$48 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,209$
20 億円以上 25 億円未満	(18)	$57 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,164$
15 億円以上 20 億円未満	(19)	$70 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,112$
12 億円以上 15 億円未満	(20)	$50 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 300,000 + 1,072$
10 億円以上 12 億円未満	(21)	$41 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 1,026$
8 億円以上 10 億円未満	(22)	$47 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 996$
6 億円以上 8 億円未満	(23)	$57 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 956$
5 億円以上 6 億円未満	(24)	$36 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 911$
4 億円以上 5 億円未満	(25)	$40 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 891$
3 億円以上 4 億円未満	(26)	$51 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 847$
2 億 5,000 万円以上 3 億円未満	(27)	$30 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 820$
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	(28)	$35 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 795$
1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	(29)	$45 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 755$
1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	(30)	$32 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 30,000 + 730$
1 億円以上 1 億 2,000 万円未満	(31)	$26 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 702$
8,000 万円以上 1 億円未満	(32)	$29 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 687$
6,000 万円以上 8,000 万円未満	(33)	$36 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 659$
5,000 万円以上 6,000 万円未満	(34)	$22 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 635$
4,000 万円以上 5,000 万円未満	(35)	$27 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 610$
3,000 万円以上 4,000 万円未満	(36)	$31 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 594$
2,500 万円以上 3,000 万円未満	(37)	$19 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 573$
2,000 万円以上 2,500 万円未満	(38)	$23 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 553$
1,500 万円以上 2,000 万円未満	(39)	$28 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 533$
1,200 万円以上 1,500 万円未満	(40)	$19 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 3,000 + 522$

工種別年間平均完工高		区分	評点
1,000 万円以上	1,200 万円未満	(41)	$16 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000 + 502$
	1,000 万円未満	(42)	$341 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 241$

※ 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

○ **元請完工高の確認書類**

① 「契約書、注文書、請書、領収書、見積書等の写し」(建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位 3 件について提示。)

決算変更届を提出する時に作成する「様式第 2 号 工事経歴書」の内容と、契約書の内容を突合して確認します。X₁を確認する際に使用するものと同じです。

Ⅲ Z 評点の算定方法

I (技術職員数の評点) と II (元請完工高の評点) で算定した各点数を下記の算定式に当てはめ、Z を算定します。

$$Z = (\text{技術職員数の評点}) \times \frac{4}{5} + (\text{元請完工高の評点}) \times \frac{1}{5} \quad (\text{端数切捨})$$

例：I (イ=647 点) と II (ロ=745 点) の例の場合

$$Z = (647 \times \frac{4}{5}) + (745 \times \frac{1}{5}) = 666.6 = \boxed{666 \text{ 点}}$$

(6) W その他の審査項目(社会性等)

I 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況は、下記の①～⑨の点数を合計して算定します。

- 例：①建設業退職金共済制度加入の有無 : 有(+15点)
②退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 : 有(+15点)
③法定外労働災害補償制度加入の有無 : 無(0点)
④若年技術職員の継続的な育成及び確保 : 有(+1点)
⑤新規若年技術職員の育成及び確保 : 有(+1点)
⑥CPD単位取得数・技能レベル向上者数 : 有(+3点)
⑦ワーク・ライフ・バランスに関する取組の審査基準及び評点 : 有(+5点)
⑧建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 : 有(+10点)
⑨建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無 : 有(+5点)

の場合

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数(a)
 $=15+15+1+1+3+5+10+5=55$ 点

① 建設業退職金共済制度加入の有無

「有」の場合 : +15点

確認書類として、下記の書類を提示していただきます。

書類	発行者
① 「加入・履行証明書」	・ 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

※ 申請者自身及び申請者の下請負人が期間雇用の労働者を雇用する場合…

→申請者自身の退職者共済契約の締結だけでなく、下請負人の委託に基づき勤労者退職金共済機構に届出を提出し事務受託証の交付を受け下請負人の事務処理を行っている場合に、「有」となります。

※新規加入等の正当な理由なく共済証紙の購入実績がない等契約の履行状況が劣っていると認められる場合は、「無」となります。また、共済契約者(事業所)が共済証紙(退職金ポイント)を購入・保有しているものの、適時(少なくとも月に一度)被共済者の共済手帳に就労に応じた共済証紙を貼付(掛金充当)しない等、制度を適正に履行していないと判断され、加入・履行証明書の発行が受けられない場合も「無」となります。

② 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

「有」の場合 : +15点

退職一時金制度と企業年金制度の両者が「有」の場合でも、+15点になります。(+30点にはなりません。)

退職一時金制度の確認書類として、下記のいずれかの書類を提示していただきます。

書類	発行者
① 「 <u>労働協約</u> 」 ② 「 <u>就業規則</u> 」 ③ 「 <u>退職手当に関する規則</u> 」	・ 申請者
④ 特定業種退職金共済制度以外の「 <u>加入証明書</u> 」 ⑤ 特定業種退職金共済制度以外の「 <u>退職金共済手帳</u> 」	・ 勤労者退職金共済機構 ・ 中小企業退職金共済事業本部
⑥ 「 <u>共済契約書</u> 」	・ 特定退職金共済団体

次の全てを満たす必要があります。

- ア 建設業に従事する全ての従業員（期間雇用の労働者、試用期間中の労働者を除く）が対象になっていること。
- イ 就業規則の場合、① 退職手当の決定、② 計算方法、③ 支払方法、④ 支払時期、全てに関して定めがあり、労働基準署に届出をしていること。（常用雇用者が10人未満の場合は届出不要。）

なお、著しく低額であったり支払が行われていなかったりする場合は、名目的制度に過ぎないと認められるため、「無」となります。

企業年金制度の確認書類として、下記のいずれかの書類を提示していただきます。

書類	発行者
① 「 <u>加入証明書</u> 」	・ 厚生年金基金 ・ 企業年金基金 ・ 資産管理運用機関
② 「 <u>契約書</u> 」（適格退職年金であるもの）	・ 保険会社

既存の厚生年金基金に加入することにより事後にその設立事務所となる場合も、「有」となります。また、「確定拠出年金(企業型)」、「基金型企业年金」、「規約型企业年金」が導入されている場合も、「有」となります。

③ 法定外労働災害補償制度加入の有無

「有」の場合：+15点

法定外労働災害補償制度の確認書類として、下記のいずれかの書類を提示していただきます。

書類	発行者
① 「 <u>加入証明書</u> 」 ② 「 <u>保険証券</u> 」 ③ 「 <u>加入者証</u> 」	・ (公財)建設業福祉共済団 ・ (一社)全国建設業労災互助会 ・ 全日本火災共済協同組合連合会 ・ (一社)全国労働保険事務組合連合会 ・ 中小企業等協同組合法の規定により設立の認可を受けた者であって同法の規定による認可を受けた

	共済規程により共済事業を行う者 ・ 保険会社
--	---------------------------

次の全てを満たす必要があります。

- ア 業務災害だけでなく、通勤災害も対象としていること。
- イ 直接使用関係にある職員だけでなく、全ての下請負人と使用関係にある職員も対象にしていること。
- ウ 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべて（業務起因性疾病を除く）を対象とすること。

なお、団体契約の場合でも、加入「有」となります。簡易保険の職域保険の災害特約は、通常、下請負人を対象としないので該当しません。

④ 若年技術職員の継続的な育成及び確保

若年技術職員数/技術職員数が15.0%以上：1点

※1 若年技術職員：審査基準日時点で満年齢が35歳未満の者

⑤ 新規若年技術職員の育成及び確保

新規若年技術職員数/技術職員数が1.0%以上：1点

※2 新規若年技術職員数：※1の要件に加え、審査対象年度内に新規に技術職員となった者

⑥ CPD単位取得数・技能レベル向上者数

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD 単位取得数}}{\text{技術者数} \times 1} + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数} \times 2} \right)$$

※1で算出された数値の区分により、以下のとおり評点算出に用いる数値に置き換える。

算出された数値	評点算出に用いる数値	算出された数値	評点算出に用いる数値
30	10	12以上 15未満	4
27以上 30未満	9	9以上 12未満	3
24以上 27未満	8	6以上 9未満	2
21以上 24未満	7	3以上 6未満	1
18以上 21未満	6	3未満	0
15以上 18未満	5		

例1) CPD単位取得数200、技術者数20人

⇒ $200 \div 20 = 10$

算出された10を上記表に当てはめると、評点算出に用いる数値は3となる。

※2で算出された数値を百分率で表した数値の区分により、以下のとおり評点算出に用いる数値に置き換える。

算出された数値	評点算出に用いる数値	算出された数値	評点算出に用いる数値
15%以上	10	6%以上 7.5%未満	4
13.5%以上 15%未満	9	4.5%以上 6%未満	3
12%以上 13.5%未満	8	3%以上 4.5%未満	2
10.5%以上 12%未満	7	1.5%以上 3%未満	1
9%以上 10.5%未満	6	1.5%未満	0
7.5%以上 9%未満	5		

例2) 技能者数30人、技能レベル向上者数2人、控除対象者数2人

⇒ $2 \div (30 - 2) \div 0.071$ 百分率で表すと 7.1%

算出された 7.1% を上記の表に当てはめると、評点算出に用いる数値は 4 となる。

前記、例1及び例2より、

$20 \div (20 + 30) \times \underline{3} + 30 \div (20 + 30) \times \underline{4} = 3.6 \div 3$ (小数点以下切捨て)

この場合、評点は3点となる。

CPD単位取得数の確認書類

- ・CPD認定団体が発行する単位取得証明書
(別紙二「技術職員名簿」及び様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿 [該当ある場合]」に記載された技術者に係るもの)
- ・記載された技術者の常勤性を確認できる書類(健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額の通知書(写)等)

技能レベル向上者数の確認書類

- ・能力評価(レベル判定)結果通知書
- ・記載された技能者の常勤性を確認できる書類(健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額の通知書(写)等)
- ・作業員名簿等(審査基準日において稼働している工事又は直近の工事に係るもの)

※CPD単位取得数(項番49)での評価を希望する場合は、算定の際に技能者数が必要となりますので、技能レベルの向上者に該当する者がいない場合であっても、様式第5号「技能者名簿」を作成し、技能者数(項番50)を記載してください。この場合、確認資料として作業員名簿等のみ提出してください。

⑦ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の審査基準及び評点

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づくえるぼし認定(第1段階)、えるぼし認定(第2段階)、えるぼし認定(第3段階)若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しており、かつ、審査基準日において、認定取り消し又は辞退がなされておらず、厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に加点します。

※複数の認定を取得している場合は、最も点数の高いものを評価します。

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況		点数
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4
無		0

⑧ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

【審査対象工事】

以下の1～3を除く、審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事が、審査対象工事になります。

1. 日本国内以外の工事
2. 建設業法施行令で定める軽微な工事※1
 - ※1 工事一件の請負代金の額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）に満たない工事
建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事
3. 災害応急工事※2
 - ※2 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

【該当措置】

以下の1～3の全てを実施している場合に加点します。

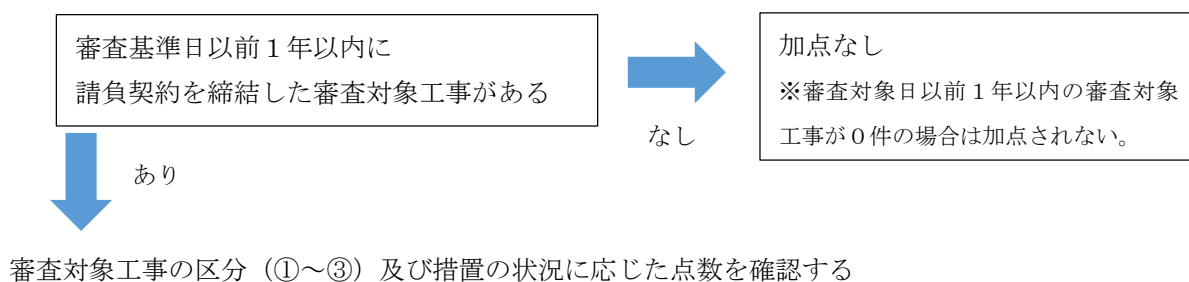
1. CCUS上での現場・契約情報の登録
2. 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ※直接入力によらない方法
就業履歴データ登録標準API連携認定システム（<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>）により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等
3. 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施	10
全ての公共工事で該当措置を実施	5
上記以外	0

○ 確認書類

- ・CCUS上で出力できる帳票「3-1 事業者情報」及び「4-1 現場・契約情報」

○「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の確認方法



【審査対象工事の区分】	【措置の状況】	【点数】
①民間工事のみ	全ての民間工事で実施	10点
	民間工事の一部または全部で未実施	0点
②公共工事のみ	全ての公共工事で実施	10点
	公共工事の一部または全部で未実施	0点
③民間工事 及び 公共工事	全ての民間工事及び全ての公共工事で実施	10点
	全ての公共工事のみで実施	5点
	全ての民間工事のみで実施	0点
	民間工事もしくは公共工事の一部または全部で未実施	0点

【CCUS上で出力できる帳票「4-1 現場・契約情報」の提示について】

審査基準日以前1年以内で、契約金額が最も大きい工事1件について提示する。

(③の場合、民間工事と公共工事で各1件)

⑨ 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無

「有」の場合：+5点

審査基準日において「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、様式第7号に掲げる自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約書を提出している場合に加点します。

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の確認書類として、下記の書類を提示していただきます。

書類	発行者
①「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」 ※ 自主宣言制度 HP	・ 国土交通省

(https://jishusengen.mlit.go.jp/) における各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能です。	
---	--

なお、様式第7号の「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書を提出しているにもかかわらず、自主宣言制度における取組開始日の到来後、宣言した取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがありますので、ご注意ください。

II 建設業の営業継続の状況

1. 営業年数を下記の換算表に当てはめ、営業年数の点数を算定します。
2. ただし、平成23年4月1日以降に、再生（更生）を行う場合、再生（更生）期間中は1で算出した点数から60点を減じます。
3. 再生（更生）期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年からスタートします。
※2と3の対象となる再生（更生）企業は、下請企業等の意思に関わらず債権カット等を行う法的整理（民事再生法、会社更生法）を行った企業とします。
※マイナス60点となる再生（更生）期間中とは、手続開始決定日から手続終結決定日までの期間とします。

営業年数：許可年月日～審査基準日（年未満の端数は切捨）

例1：営業年数が20年の場合

換算表の区分→(16)

営業年数(イ)＝30点

例2：営業年数が20年で、平成23年4月1日以降に、再生手続を行い、再生期間になっている場合

換算表の区分→(16)

営業年数(イ)＝30点だが、再生期間中であるため、 $30-60=-30$ 点となる。

例3：営業年数が20年で、平成23年4月1日以降に、再生手続を行い、再生期間になっていたが、再生期間が終了し、終了後に経営事項審査を受けた場合

換算表の区分→ゼロ年からスタートするため(31)からのスタート(0点からのスタート)となる。

営業年数	区分	点数
35年以上	(1)	60
34年	(2)	58
33年	(3)	56
32年	(4)	54

営業年数	区分	点数
24年	(12)	38
23年	(13)	36
22年	(14)	34
21年	(15)	32

営業年数	区分	点数
13年	(23)	16
12年	(24)	14
11年	(25)	12
10年	(26)	10

営業年数	区分	点数
31 年	(5)	52
30 年	(6)	50
29 年	(7)	48
28 年	(8)	46
27 年	(9)	44
26 年	(10)	42
25 年	(10)	40

営業年数	区分	点数
20 年	(16)	30
19 年	(17)	28
18 年	(18)	26
17 年	(19)	24
16 年	(20)	22
15 年	(21)	20
14 年	(22)	18

営業年数	区分	点数
9 年	(27)	8
8 年	(28)	6
7 年	(29)	4
6 年	(30)	2
5 年以下	(31)	0

Ⅲ 防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)

「有」の場合：＋20 点

防災協定締結の確認書類として、下記のいずれかの書類を提示していただきます。

書類	発行者
① 国、特殊法人又は地方公共団体と締結した「 <u>協定書の写し</u> 」	・ 申請者
② 社団法人等の団体と国、特殊法人又は地方公共団体が締結した「 <u>協定書の写し</u> 」及び「 <u>当該団体に加入し、一定の役割を果たすことを証する書類(活動計画書・加入証明書等)</u> 」	・ 加入している社団法人等

Ⅳ 法令遵守の状況(営業停止処分の有無・指示処分の有無)

「営業停止」の場合：－30 点

「指示処分」の場合：－15 点

判断の基準は、審査基準日直前 1 年に、「営業停止」若しくは「指示処分」を受けたことが「有」か「無」かです。

「営業停止」を 2 回受けたとしても－60 点にはなりません。また、「指示処分」と「営業停止」の両方を受けたとしても－45 点にはなりません。減点の最大値は－30 点になります。

営業停止と指示処分については、総合支庁で把握しているため、特に確認資料の提出は必要ありません。

Ⅴ 建設業の経理の状況

① 監査の受審状況

監査の受審状況は、下記の区分に応じて加点されます。

監査の受審状況	区分	点数
会計監査人の設置	(1)	20
会計参与の設置	(2)	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	(3)	2
無	(4)	0

確認書類として、下記のいずれかの書類を提示又は提出していただきます。

書類	発行者
① 「 <u>有価証券報告書(写)</u> 」又は「 <u>監査報告書(写)</u> 」(無限	・ 会計監査人

換算表W(公認会計士等・二級登録経理試験合格者の数)

項目 完工高	公認会計士等数					
600 億円以上	13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満	7.2 以上 10.8 未満	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満	2.8 未満
150 億円以上 600 億円未満	8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
40 億円以上 150 億円未満	4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4 以上 3.2 未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
10 億円以上 40 億円未満	2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
1 億円以上 10 億円未満	1.2 以上	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	—	—	0
1 億円未満	0.4 以上	—	—	—	—	0
区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
点数	10	8	6	4	2	0

○ **公認会計士の数・二級登録経理試験合格者の数の確認書類**

① 「合格証書等(写)」又は「講習修了証等(写)」

② 当該職員の「常勤性を確認できる書類(健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書・住民税特別徴収税額の通知書(写)・出勤簿・給与簿・賃金台帳等)」

VI 研究開発の状況(研究開発費)

研究開発費は、直前2年平均により算定します。完工高のように3年平均を選択することはできません。

事業年度の変更や合併等により審査対象年及び前審査対象年が24か月に満たない場合は、完工高と同様に年額換算します。

例：平均研究開発費が1億円の場合

換算表の区分→(24)

平均研究開発費(へ)＝10点

平均研究開発費の該当する「区分」に応じた点数が加点されます。

換算表W(平均研究開発費)

平均研究開発費	区分	点数	平均研究開発費	区分	点数
100 億円以上	(1)	25	11 億円以上 12 億円未満	(14)	12
75 億円以上 100 億円未満	(2)	24	10 億円以上 11 億円未満	(15)	11
50 億円以上 75 億円未満	(3)	23	9 億円以上 10 億円未満	(16)	10
30 億円以上 50 億円未満	(4)	22	8 億円以上 9 億円未満	(17)	9
20 億円以上 30 億円未満	(5)	21	7 億円以上 8 億円未満	(18)	8
19 億円以上 20 億円未満	(6)	20	6 億円以上 7 億円未満	(19)	7
18 億円以上 19 億円未満	(7)	19	5 億円以上 6 億円未満	(20)	6
17 億円以上 18 億円未満	(8)	18	4 億円以上 5 億円未満	(21)	5

16 億円以上	17 億円未満	(9)	17	3 億円以上	4 億円未満	(22)	4
15 億円以上	16 億円未満	(10)	16	2 億円以上	3 億円未満	(23)	3
14 億円以上	15 億円未満	(11)	15	1 億円以上	2 億円未満	(24)	2
13 億円以上	14 億円未満	(12)	14	5,000 万円以上	1 億円未満	(25)	1
12 億円以上	13 億円未満	(13)	13		5,000 万円未満	(26)	0

また、下記の全ての要件を満たしている必要があります。

ア 会計監査人設置会社であること。

イ 会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明していること。

○ 研究開発費の確認書類

- ① 様式第 17 号の 2 「注記表」
- ② 「監査報告書(写)」

①は決算変更届で提出済のため、改めて提出の必要はありません。

Ⅶ 建設機械の保有状況

加点の対象となるのは

- ・「建設機械抵当法第二条に規定する建設機械」のうち

ショベル系掘削機、ブルドーザー（自重が 3 トン以上）、トラクターショベル（バケット容量が 0.4 立方メートル以上）、モーターグレーダー（自重が 5 トン以上）

- ・道路運送車両法第 60 条第 1 項の自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車及び「アスファルト・フィニッシャ」と記載のある大型特殊自動車

- ・締固め用機械は、労働安全施行令別表第 7 第 4 号に掲げるローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）が該当

- ・解体用機械は、労働安全衛生法施行令別表第 7 第 6 号に掲げる「ブレーカ」及び同法施行規則第 151 条の 175 に定める「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」

- ・労働安全衛生施行令第 13 条第 3 項第 33 号に掲げる不整地運搬車

- ・労働安全衛生施行令第 13 条第 3 項第 34 号に掲げる作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車

- ・「労働安全衛生法に規定するもの」のうち

移動式クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）

加点対象台数は 15 台までです。

審査基準日から、1 年 7 か月以上の契約期間を有するリース契約を結んでいる場合には、リース機械も台数に合算できます。

※リース期間が審査基準日から 1 年 7 か月以内に終了する場合で、その契約の更新、延長等を予定している場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」を提出してください。

建設機械の保有状況は、下記の区分に応じた点数が加点されます。

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
台数	15 台	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
点数	15	15	14	14	13	13	12	12	11	10	9	8	7	6	5	0

○ **建設機械の保有等の状況の確認書類**

売買契約書の写し等 ※所有状況を確認

リース契約書の写し ※リース契約状況を確認

特定自主検査記録表の写し（建設機械、不整地運搬車の場合）

車検証の写し（ダンプ、アスファルト・フィニッシャの場合）

※ダンプについて、車検証の備考欄に建又は（建）の記載がない場合も加点対象。ただし、「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象外。

移動式クレーン検査証の写し（移動式クレーンの場合）

※建設機械等が正常に稼動する状態にあることを確認

※前年度（前回）の経営事項審査において、建設機械の保有一覧表に記載があり、確認済みの建設機械については、「所有又はリースの確認ができるもの（契約書、譲渡証明書、販売証明書等）」の提示を省略できます。

この場合、前年度（前回）「建設機械の保有一覧表」（経営事項審査申請書副本）の原本を提示してください。

ただし、リース期間の変更（自動更新特約による場合を含む）・リースから所有に変更になった場合 等、前年度（前回）の記載内容から変更が生じた場合は、省略できません。その他必要に応じて契約書等の提示を求めることがあります。

Ⅷ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

評価対象とするのは、（財）持続性推進機が認証したエコアクション 21、（財）日本適合性認定協会（JAB）又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）の取得（認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所単位での認証となっている場合は除く）。

○ **登録の確認書類**

審査登録機関の認証を証明する書類の写し（登録証、付属書等）

ISO9001 取得で 5 点、ISO14001 取得で 5 点を加点点評価。

区分	国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	第 9 0 0 1 号及び第 1 4 0 0 1 号の登録	1 0
(2)	第 9 0 0 1 号及びエコアクション 2 1 の登録	8
(3)	第 9 0 0 1 号の登録	5
(4)	第 1 4 0 0 1 号の登録	5
(5)	エコアクション 2 1 の登録	3
(6)	無	0

Ⅸ W点のウェイト調整

W点の合計点に係数 1 7 5 / 2 0 0 を掛け合わせて、評点の一定圧縮を行い、W点ウェイトが大きくなりすぎないようにします。

X W評点の算定方法

W評点は、上記により算定した点数の合計に 10 を乗じて算定します。

- 例：Ⅰ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況：(55点)
Ⅱ 建設業の営業継続の状況：20年(再生、更生手続なし)(30点)
Ⅲ 防災協定締結の有無：有(20点)
Ⅳ 法令遵守の状況：指示処分有(－15点)
Ⅴ① 監査の受審状況：会計監査人設置(20点)
Ⅴ② 公認会計士等の数：(10点)
Ⅵ 研究開発の状況：1億円(10点)
Ⅶ 建設機械の保有状況：15台所有(15点)
Ⅷ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況：ISO 9001取得(5点)

$$W = (55 + 30 + 20 - 15 + 20 + 10 + 10 + 15 + 5) \times 175 / 200 \times 10 = \boxed{1312 \text{ 点}}$$

5 申請書等の記載例

(1) 経審申込用はがき

郵便往復はがき

切手を貼ってください

9	9	0	-	8	5	7	0
---	---	---	---	---	---	---	---

返信

(申請者又は代理・代行人の住所・所在地)
山形市松波2-8-1

(申請者又は代理・代行人の商号・名称)
(株)〇×建設

御中

建設業許可番号 知事 第**800001**号

経営規模等評価 日程予約はがき

山形県 県土整備部 御中

経営規模等評価を受けたいので、審査申請日時を指定してください。

1 商号又は名称(代理・代行人)
(株)〇×建設

電話番号 **023-630-2402**

担当者 **〇× 花子**

2 建設業許可番号 知事 第**800001**号

3 決算年月日 **令和元年 9月 30日**

4 技術職員数 _____**8**人

5 審査申請業種 _____**4**業種

☒ 土	建	大	左	☒ と	石	屋	電	管	タ	☒ 鋼	筋
☒ 舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井
具	水	消	清	解							

※ 申請業種に○をつけてください

裏面は総合支庁で記入します。

裏面は記載する必要はありません。

こちらの返信用はがきに審査日が指定されて返送されます。

項番

千円未満端数切捨。

自己資本額

17,000 (千円)

2 (1. 基準決算
2. 2期平均)

2期平均の額を記載します。
例: $[(1,000 + 4,000) + (2,500 + 3,000)] \div 2 = 5,250$

利益額 (2期平均)

18,500 (千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益 + 減価償却実施額

「財務諸表」の「営業利益」の額を記載します。

別紙二「技術職員名簿」に記載された人数の合計を記載します。

技術職員数

19,000 (人)

登録経営状況分析機関番号

20,000,001

経営状況分析

決算期が12ヶ月に満たない場合は、完工高と同じように年額換算します。

(財)建設業情報管理センター

経営状況分析の自己資本額と一致します。

基準決算

1,000 (千円)

直前の審査基準日

2,000 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 営業利益	審査対象事業年度の 減価償却 実施額	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	前審査対象事業年度の 営業利益	前審査対象事業年度の 減価償却 実施額
2500	2500 (千円)	3000 (千円)	1000	1000 (千円)	4000 (千円)

法人の場合
① 法人税申告書 別表16(1)「減価償却額35」の合計額(定額法の場合)
② 法人税申告書 別表16(2)「減価償却額39」の合計額(定率法の場合)

個人の場合(円単位から千円単位(端数切捨)にしてください！)
① 所得税青色申告決算書(一般用)の「減価償却費」の額
② 収支内訳書(一般用)(いわゆる白色申告)の「減価償却費」の額

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等 経理課

氏名 ○× 花子

電話番号 023-630-2402

(3) 別紙一(工事種類別完成工事高・元請完成工事高)

別紙一

(用紙A 4)

2 0 0 0 2

令和3年 4月 1日

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
3 1	自 2 9 年 1 0 月 至 0 1 年 0 9 月	29 年 10 月 ~ 30 年 9 月	30 年 10 月 ~ 1 年 9 月	自 0 1 年 1 0 月 至 0 2 年 0 9 月	2 (1. 2年平均) 2. 3年平均
内訳のPCの金額を含めて記載してください。 左欄「完成工事高」のうち元受完成工事高について記入します。必ず完成工事高 > 元請完成工事高になります。					
3 2 0 1 0	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	完成工事高 (千円)
工事の種類	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	100,000 80,000	100,000 80,000	100,000 80,000
土木一式	内訳のPCは合計に含めないでください。				千円未満切捨。3年平均の場合、前年・前々年の平均を千円未満切捨で記入します。
3 2 0 1 1	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	20,000 10,000	8,000 2,000	20,000 10,000
工事の種類	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度			当期の完工高が0円でも必ず記入してください。
P C 工事	土木一式の場合は内訳のPCを記載してください。				
3 2 0 5 0	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	30,000 40,000	10,000 20,000	30,000 40,000
工事の種類	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度			
とび・土工・コンクリート 工事					
3 2 0 5 1	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	0 0	0 0	0 0
工事の種類	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度			内訳は0円でも必ず記入してください。
法面処理 工事	とび・土工・コンクリートの場合は内訳の法面処理を記載してください。				
3 3	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表			
工事の種類	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度			「その他」欄と「合計」欄は2枚目に続く場合は空欄になります。
その他 工事					
3 4	合計				

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

令和3年 4月 1日

工事種別完成工事高
工事種別元請完成工事高

項番31は、2枚目からは空欄になります。

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分	
31	自 年 月 至 年 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	自 年 月 至 年 月 (1. 2年平均 2. 3年平均)		
業種コード	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
3210	0	0	0	0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象とした場合は、実績が0円でも必ず記載してください。	
鋼構造物 工事	0	0		
3211	0	0	0	0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	内訳が0円でも必ず記入してください。	
鋼橋上部 工事	0	0		
3213	6000	5000	1000	5000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
舗装 工事	3,000	7,000		
32				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	「その他」欄は審査対象建設業以外の建設業に係る完工高を記載します。 今回の例では、「造園」にかかる完工高を記載します。	
工事				
33	2000	2000	3000	3000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	「合計」欄には、内訳の「PC」「法面」「鋼橋上部」は含めないでください。	
その他 工事	4,000	4,000		
34	13000	62000	113000	68000
合計				

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

(4) 別紙三(その他の審査項目(社会性等))

別紙三

(用紙A4)
2 0 0 0 4

その他の審査項目(社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		
建設業退職金共済制度加入の有無	項番 4 1 1	[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 2 2	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 3 2	[1.有、2.無]
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 4 1	[1.該当、2.非該当]
技術職員数を記入		
審査基準日時点で、35歳未満の技術職員数を記入		
少数第2位以下の端数は切り捨て		
技術職員数(A) 若年技術職員数(B) 若年技術職員の割合(B/A)		
8 (人) 2 (人) 25 %		
少数第2位以下の端数は切り捨て		
新規若年技術職員数(C) 新規若年技術職員の割合(C/A)		
1 (人) 12.5 %		
技術職員名簿(別紙二)及びCPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)に記載されている人数の合計を記入		
技術者数 11 (人)		
技能者数 9 (人)		
技能者名簿(様式第5号)に記載されている人数を記入		
技能者名簿(様式第5号)で「レベル向上」欄に○が記載されている者の数を記入		
技能者名簿(様式第5号)で「控除対象者」欄に○が記載されている者の数を記入		
技術職員名簿(別紙二)及びCPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)に記載されたCPD単位取得数の合計を記入		
CPD単位取得数 10 (単位)		
技能レベル向上者数 3 (人)		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に認定の状況		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況		
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況		
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況		
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無		
建設業の営業継続の状況		
営業年数	5 3 1 2	(年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 4 2	[1.有、2.無]
民事再生法、会社更生法の適用がある場合は「1、有」それ以外は「2、無」を記入。対象は平成23年4月1日以降再生又は更生手続開始企業。		
防災活動への貢献の状況		
防災協定の締結の有無	5 5 1	[1.有、2.無]
法令遵守の状況		
営業停止処分の有無	5 6 2	[1.有、2.無]
指示処分の有無	5 7 1	[1.有、2.無]
審査基準日直前から1年間に営業停止・指示処分を受けた場合に「1」を記入します。1回であっても「1」です。		
建設業の経理の状況		
監査の受審状況	5 8 3	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 9 1	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6 0 0	(人)
該当する場合は、下記のものを提出してください。 「1」…会計監査人による無限定適正意見又は限定付適正意見が表明された「監査報告書」又は「有価証券報告書」 「2」…「会計参与報告書」 「3」…下記の要件を満たす常勤の経理責任者が作成した様式第2号「経理処理の適正化を確認した旨の書類」 ・公認会計士、会計士補、税理士これらとなる資格を有する者 ・1級登録経理試験の合格者		
研究開発の状況		
研究開発費(2期平均)	6 1 0	(千円)
審査対象事業年度 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度		
0 (千円) 0 (千円)		
注記表に記載された「研究開発費」の額を記載します。		
建設機械の保有状況		
建設機械の所有及びリース台数	6 2 2	(台)
建設機械の保有状況一覧表に記載した台数を記載します。		
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		
エコアクション21の認証の有無	6 3 2	[1.有、2.無]
ISO9001の登録の有無	6 4 1	[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	6 5 2	[1.有、2.無]
「1、有」…(財)持続性推進機が認証したエコアクション21、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001、ISO14001を会社として所有し、認証範囲に「建設業」が含まれる場合 「2、無」…上記以外		

建設機械の保有状況一覧表

別 表 1

建設機械の保有状況

審査基準日 令和4年 9月 30日

通番	建設機械の種類	メーカー名	型式、型番	種別又は規格	所有 又は リース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施 日 又は有効期間満了 日
1	ショベル系掘削機	㈱〇〇建機	ZZ-99EFG	バックホウ	所 リ	平成30年 8月 1日 (～令和5年 7月 31日)	令和4年 9月 10日
2	移動式クレーン	△△△	YY-0000	7.0t	所 リ	平成25年 3月 28日 (～平成 年 月 日)	令和5年 3月 27日
3	ダンプ車	〇×自動車		ダンプ	所 リ	平成29年 9月 15日 (～平成 年 月 日)	令和5年 9月 14日
4					所 リ	年 月 日 (～ 年 月 日)	令和 年 月 日
5			・リース終了日が審査基準日から1年7ヶ月以降にあること。 ・リース期間が審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する場合で、その契約の更新、延長等を予定している場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」を3部提出する。			年 月 日 (～ 年 月 日)	令和 年 月 日
6						年 月 日 (～ 年 月 日)	令和 年 月 日
7					所 リ	年 月 日 (～ 年 月 日)	令和 年 月 日
8					所 リ	【特定自主検査の場合】 →検査日が審査基準日前1年以内にあること。 【製造時等検査・性能検査・自動車検査の場合】 →有効期間満了日が審査基準日以降であること。	日
9					所 リ		日
10					所 リ	年 月 日 (～ 年 月 日)	令和 年 月 日
11					所 リ	年 月 日 (～ 年 月 日)	令和 年 月 日
12					所 リ	年 月 日 (～ 年 月 日)	令和 年 月 日
13					所 リ	年 月 日 (～ 年 月 日)	令和 年 月 日
14					所 リ	年 月 日 (～ 年 月 日)	令和 年 月 日
15					所 リ	年 月 日 (～ 年 月 日)	令和 年 月 日

(記入要領)

1 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械、高所作業車、アスファルト・フィニッシャー、不整地運搬車のいずれかを記入すること。

2 「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。

①「ショベル系掘削機」→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバのアタッチメントを有する旨(例:バックホウ)
※加点对象:ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバ

②「ブルドーザー」→自重(例:3.89t)※加点对象:自重が3t以上

③「トラクターショベル」→バケット容量(例:1.2㎡)※加点对象:バケット容量が0.4㎡以上

④「モーターグレーダー」→自重(例:10.0t)※加点对象:自重が5t以上

⑤「移動式クレーン」→つり上げ荷重(例:7.0t)※加点对象:つり上げ荷重3t以上

⑥「ダンプ車」→ダンプ、ダンプフルトレラ、ダンプセミトレラのいずれか(例:ダンプ)
※加点对象:自動車検査証に「ダンプ」「ダンプフルトレラ」「ダンプセミトレラ」の記載があり、土砂等の運搬に供されるもの。自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載がある場合は対象外。

⑦「締固め用機械」→ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラーのいずれか(例:ロードローラー)※加点对象:ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

⑧「解体用機械」→:ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機のいずれか(例:解体用つかみ機)
※加点对象:ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

⑨「高所作業車」→作業床の高さ(例:2m)※加点对象:作業床の高さが2m以上

⑩「アスファルト・フィニッシャー」→アスファルト・フィニッシャー

⑪「不整地運搬車」→不整地運搬車

3 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。

※「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、「移動式クレーン」と「ダンプ車」は有効期間の満了日を記入すること。

上記のとおり、経営事項審査で評価対象とされている建設機械を保有していることを証明します。

山形県庁建設
申請者 山形 一郎

審査対象事業年度の始期と終期を記入します。

情報共有に関する同意書

また、建設業法第27条の2第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

提出にあたっては、当該措置の実施が必須となります。

また、現場契約情報の作成及び登録については、請負契約締結後、建設工事の施工に従事する者の入場までに実施するようにしてください。

殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

[illegible]

住所

商号又は氏名

代表者氏名

申請区分 ☐ (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

1 「 地方整備局長

北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。

知事 |

2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。

3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。

なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。

4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の１の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。

なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。

5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。

6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日
付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約しま
す。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一
般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を
行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

一地方整備局長
北海道開発局長
山形県知事 殿

提出にあたっては、当該宣言内容の取り組みが必須となります。
誓約書を提出したにもかかわらず取組開始日以降に取り組みを
行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそ
れがありますのでご注意ください。

年 月 日

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 ☐ (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

記載要領

- 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取
組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自
主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため
留意すること。
- 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、
当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていな
いにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがある
ため留意すること。
- 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言
制度」で設定している取組開始日を記入すること。

(5) 別紙二(技術職員名簿)

別紙二

令和3年 4月 1日

技術職員名簿

項番 3 5 頁 8 1 0 0 1

(用紙A4)

2 0 0 0 5

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある技術者を記載します。なお、高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める。

審査基準日時点での満年齢を記入
 ※注意
 審査基準日の翌日が35歳の誕生日→34歳
 審査基準日の翌日が35歳の誕生日→35歳
 審査基準日が35歳の誕生日→35歳と記入
 (誕生日の前日で満年齢が上がります。)

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	15級	16級	17級	18級	19級	20級	21級	22級	23級	24級	25級	26級	27級	28級	29級	30級	CPD単位取得数
1		○× 太郎	H 2 年 7 月 22 日	30	8	2	0	1	1	1	3	2	0	5	1	1	3	2																	
2	○	○× 花子	S 6 3 年 4 月 1 日	32	8	2	1	1	1	8	1	2																							
3		山形 一郎	S 5 1 年 3 月 8 日	45	8	2	1	1	2	8	1	2																							
4		天童 二郎	S 4 5 年 9 月 14 日	50	8	2	0	1	1	4	1	2	1	3	1	4	1	2																	
5	○	新庄 三郎	S 3 7 年 5 月 17 日	58	8	2	0	5	2	7	3	2																							
6		米沢 四郎	S 3 6 年 7 月 7 日	59	8	2	0	1	1	1	1	2	1	3	1	1	3	2																	
7		鶴岡 五郎	S 3 6 年 6 月 1 日	59	8	2	0	1	0	0	2	2	1	3	0	6	4	2																	
8		酒田 六郎	S 3 6 年 5 月 8 日	59	8	2	0	1	1	1	3	1	0	5	1	1	3	1																	
9																																			
10																																			
11																																			
12																																			
13																																			
14																																			
15																																			
16																																			
17																																			
18																																			
19																																			
20																																			
21																																			
22																																			
23																																			
24																																			
25																																			
26																																			
27																																			
28																																			
29																																			
30																																			

「講習受講」欄は、全員分、必ず「1」か「2」を記入します。
 空欄にするとエラーになってしまうので注意してください。

下記の①から③の要件を全て満たす場合に「1」を記入します。
 ① 1級国家資格者(法第15条第2号イに該当する者) ※技術資格者区分コード表の区分欄に「1級」とある者
 ② 監理技術者資格者証の交付を受けている
 ③ 監理技術者講習(法第26条の4～6)を当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講している

※有効期間(監理技術者講習を受講した年の翌年の開始の日から5年間)

講習受講日
R1.5.10

→

R2.1.1

→

審査基準日
R6.12.31

それ以外の場合は「2」を記入します。

告示別表第18

通番	団体名	CPD単位取得数
1	公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
2	一般財団法人建設業振興基金	12
3	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
4	一般社団法人交通工学研究会	50
5	公益社団法人地盤工学会	50
6	公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
7	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
8	一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
9	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
10	一般社団法人全日本建設技術協会	25
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
12	公益社団法人土木学会	50
13	一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
14	公益社団法人日本技術士会	50
15	公益社団法人日本建築士会連合会	12
16	公益社団法人日本造園学会	50
17	公益社団法人日本都市計画学会	50
18	公益社団法人農業農村工学会	50
19	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
20	公益社団法人日本建築家協会	12
21	一般社団法人日本建設業連合会	12
22	一般社団法人日本建築学会	12
23	一般社団法人建築設備技術者協会	12
24	一般社団法人電気設備学会	12
25	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
26	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
27	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

各技術者のCPD単位の算出方法

(審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数) ÷ (告示別表第18(左記)のCPD認定団体ごとに掲げる数値) × 30

※該当しない場合でも「0」を記載すること。
 ※上限は30とする。
 ※計上できるのは技術者1名につき1団体分の単位のみ。
 ※技術職員名簿に記載のない者で対象者がいる場合は、CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)を作成する。

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、
下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

住所
商号又は名称
代表者氏名

[illegible]

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 規則別記様式第 2 5 号の 1 1 ・別紙 2 の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日
において継続雇用制度の適用を受けている者（6 5 歳以下の者に限る。）について記載
すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第 2 5 号の 1 1 ・別紙 2 の記載と統一すること。

年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
当該様式は、 <u>レベル判定の有無に関わらず</u> 、次の要件のすべてに該当する方を記載してください。					
①常勤かつ審査基準日以前 6 か月超の雇用関係がある。					
②審査基準日以前 3 年間に施工体制台帳又は再下請負通知書に係る建設工事従事者に関する事項」（いわゆる作業員名簿）の記載対象となっている。					
③建設工事の施工の管理のみに従事するものでない。					
審査基準日以前 3 年間に 1 以上レベル向上した場合に○を記載します。（レベル 1⇒2）					
ただし、評価を受けていない方はレベル 1 として審査しますので、上記期間で初めてレベル 1 の評価を受けた方は、○の記載はできません。					
審査基準日以前 3 年前の日以前にレベル 4 の評価を受けていた場合に「○」を記載します。					
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- 記載されている方の合計を記載してください。
(= 項番50「技能者数」)
- レベル向上の有無に○が記載されている方の合計を記載してください。
(= 項番50「技能レベル向上者数」)
- 控除対象に○が記載されている方の合計を記載してください。
(= 項番50「控除対象者数」)
- 3 「レベル向上の有無」の欄に○が記載されている場合は、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄に○が記載されている場合は、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

[illegible]

記載要領

項番49「C P D単位取得数」

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(6) 様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類」

様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

- ・商号又は名称
- ・決算期の期間と期 を記入します。

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
株式会社 ○×建設 の令和3年 1月 1日から令和3年12月31日までの第
△ 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算
書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の
企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項
目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称 (株)○×建設
所属・役職 経理部長

氏 名 ○× 花子

下記の資格を持つ者が
記載します。

以上

常勤の経理実務の責任者で、下記のいずれかの資格を持つ者が作成します。

- ・公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
- ・税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者
- ・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ※
- ・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

※平成28年度以前に1級の登録試験に合格した者であっても、令和5年3月末までは、上記要件を満たしているとみなす。

次ページ以降の「別添」の確認項目を全て確認してください。

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未完成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。 売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。 その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未完成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未完成工事支出金から控除している。 施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未完成工事支出金か

項目	内容
	ら控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。 立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。 適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。 予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。 使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。 研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。 研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。 遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。 税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。 営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。 借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。 引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。

項目	内容
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上（全般）	収益及び費用については、一会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続を経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払を受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。

項目	内容
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
J V	共同施工方式の J Vに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式の J Vに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	J Vを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

6 その他の注意事項

(1) 完工高の年額換算等

合併等の理由により決算期を変更した場合は、完工高や減価償却実施額等の年額換算が必要になります。下記の例を参考に、別紙一を作成してください。

I 決算期を変更した場合の記載例

別紙一

決算期を9/30から12/31に変更した場合の記載例（法人成りにより承継した場合も同様）

(用紙A4)

2 0 0 0 2

審査対象事業年度の完工高：50,000千円（うち元請完工高 30,000千円） H27. 10. 1～H27. 12. 31（3か月）
その前期の完工高：200,000千円（うち元請完工高100,000千円） H26. 10. 1～H27. 9. 30（12か月）
その前々期の完工高：150,000千円（うち元請完工高 80,000千円） H25. 10. 1～H26. 9. 30（12か月）

工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 2 5 年 0 1 月 至 2 6 年 1 2 月	前審査対象事業年度の完工高を算定する際に用いた決算期を記載します。	審査対象事業年度 自 2 7 年 0 1 月 至 2 7 年 1 2 月	計算基準の区分 1 (1. 2年平均) 2 (2. 3年平均)
	審査対象事業年度の 26 年 10 月～ 27 年 9 月 前審査対象事業年度 25 年 10 月～ 26 年 9 月 審査対象事業年度の 年 月～ 年 月 前々審査対象事業年度			審査対象事業年度の始期は審査基準日の12か月前の年月を記入します。
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高 (千円) 6 10 15 16 20 25 1 6 2 5 0 0	元請完成工事高 (千円) 16 20 25 8 5 0 0 0	完成工事高 (千円) 26 30 35 36 40 45 2 0 0 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 36 40 45 1 0 5 0 0 0
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度 $(200,000 \times 3/12) + (150,000 \times 9/12) = 162,500$ 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度 前期の完工高の9か月分が審査対象事業年度に持っていかれたので、さらに前々期から9か月分を按分して持ってきます。	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度 $(100,000 \times 3/12) + (80,000 \times 9/12) = 85,000$ 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度	完工高 50,000+	元請 30,000+
工事の種類 P C 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度 0	余白に審査対象事業年度の算定式を記載します。 (審査対象事業年度が3か月しかないため、足りない9か月分は前期の完工高を按分して持ってきます。)	

Ⅱ 合併した場合の記載例

別紙一

合併があった場合の記載例
【合併期日】 H27. 9. 30

(用紙 A 4)
2 0 0 0 2

【存続会社】 A 社
審査対象事業年度の完工高 : 100,000千円 (うち元請完工高 80,000千円) H27. 1. 1~H27. 12. 31 (12か月)
その前期の完工高 : 80,000千円 (うち元請完工高 50,000千円) H26. 1. 1~H26. 12. 31 (12か月)

【消滅会社】 B 社
第○期の完工高 : 40,000千円 (うち元請完工高 10,000千円) H26. 10. 1~H27. 9. 30 (12か月)
第×期の完工高 : 30,000千円 (うち元請完工高 8,000千円) H25. 10. 1~H26. 9. 30 (12か月)

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度
項番 3 1
自 2 6 年 0 1 月 至 2 6 年 1 2 月
存続会社の前期の年月を記載します。

審査対象事業年度の前審査対象事業年度 26 年 1 月 ~ 26 年 12 月
審査対象事業年度の元請審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月

①+③+④=142,500を記載します。 ②+⑤+⑥=660,00を記載します。

審査対象事業年度 計算基準の区分
自 2 7 年 0 1 月 至 2 7 年 1 2 月 1 (1. 2年平均) 2. 3年平均)

B 社 (消滅会社) の決算期
第○期 26 年 10 月 ~ 27 年 9 月
第×期 25 年 10 月 ~ 26 年 9 月

余白に完工高の算定に用いた消滅会社の決算期を記載します。

業種コード 3 2 0 1 0
完成工事高 (十円) 1 4 2 5 0 0
元請完成工事高 (十円) 6 6 0 0 0

工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表
審査対象事業年度の前審査対象事業年度 80,000×12/12= 50,000×12/12= 80,000...① 50,000...②
審査対象事業年度の元請審査対象事業年度 50,000...②

土木一式 工事
存続会社の前期の完工高のみを記載します。

完成工事高 (十円) 1 4 2 5 0 0
元請完成工事高 (十円) 6 6 0 0 0

消滅会社
完工高
第○期 40,000×12/12=40,000...③
第×期 30,000×9/12=22,500...④
(A社の始期26年1月~B社の終期26年9月)

元請
第○期 10,000×12/12=10,000...⑤
第×期 8,000×9/12=6,000...⑥

余白に消滅会社の完工高の換算式を記載します。

第○期は今回審査対象となったA社の2期(26年1月~27年12月)と重なっているため全額計上します。
第×期は今回審査対象となったA社の2期(26年1月~26年12月)のうち、26年1月~26年9月が重なっているため、9か月分を按分して計上します。

平成25年 平成26年 平成27年
B社 30,000 40,000
30,000×9/12=22,500...④ 40,000...③
重なっている9か月分を換算して加算 全部重なっている出そのまゝ加算
A社 80,000...① 100,000

(2) その他

- 書類に不備がない場合、申請から1か月程度で、結果通知書が郵送されます。
- 新設会社、合併会社、決算日の変更など複雑な事情がある場合、所轄の総合支庁へ、あらかじめご相談ください。
- 虚偽申請防止のため、経審の虚偽申請を行った業者については、営業停止の期間が30日に延長されています。また、Wの監査の受審状況において加点されていた企業の場合は、営業停止期間が45日間となっています。
- 企業形態の多様化へ対応するため、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)の財務状況を連結財務諸表により評価できるようになっています。

7 コード一覧表

(1) 知事コード

06	山形県知事
----	-------

(2) 市町村コード

コード	市町村
06201	山形市
06202	米沢市
06203	鶴岡市
06204	酒田市
06205	新庄市
06206	寒河江市
06207	上山市
06208	村山市
06209	長井市
06210	天童市
06211	東根市
06212	尾花沢市

コード	市町村
06213	南陽市
06301	山辺町
06302	中山町
06321	河北町
06322	西川町
06323	朝日町
06324	大江町
06341	大石田町
06361	金山町
06362	最上町
06363	舟形町
06364	真室川町

コード	市町村
06365	大蔵村
06366	鮭川村
06367	戸沢村
06381	高畠町
06382	川西町
06401	小国町
06402	白鷹町
06403	飯豊町
06426	三川町
06428	庄内町
06461	遊佐町

(3) 工事種類コード

010「土木一式」、050「とび・土工・コンクリート」、110「鋼構造物」を申請した場合、別紙一（工事種類別完成工事高）については、完工高が0円でも、それぞれ、011「プレストレストコンクリート構造物」、051「法面処理」、111「鋼橋上部」を必ず記入してください。

010	土木一式
011	プレストレストコンクリート構造物
020	建築一式
030	大工
040	左官
050	とび・土工・コンクリート
051	法面処理
060	石
070	屋根
080	電気
090	管

100	タイル・れんが・ブロック
110	鋼構造物
111	鋼橋上部
120	鉄筋
130	舗装
140	しゅんせつ
150	板金
160	ガラス
170	塗装
180	防水
190	内装仕上

200	機械器具設置
210	熱絶縁
220	電気通信
230	造園
240	さく井
250	建具
260	水道施設
270	消防施設
280	清掃施設
290	解体

(4) 技術者資格区分コード

別紙二関係

根拠法等	コード	資 格 区 分 [資格の取得後に必要な実務経験年数]	区分	選択可能業種
実務経験	001	法第7条第2号イ [指定学科卒業後3～5年の実務経験]	他	全業種
	002	法第7条第2号ロ [10年の実務経験]	他	全業種
	003	法第15条第2号ハ(イ)	他	全業種
	004	法第15条第2号ハ(ロ)	他	全業種
建設業法	005	監理技術者補佐 ※選択した業種について主任技術者となる資格を有し1級技士補である者又は監理技術者となる資格を有する者	—	全業種
	111	1級 建設機械施工管理技士	1級	土/と/舗
	212	2級 建設機械施工管理技士(第1～6種)	2級	土/と/舗
	113	1級 土木施工管理技士	1級	土/と/石/鋼/舗/し/塗/水/解※
		1級 土木施工管理技士[3年]	他	左/屋/タ/筋/防/絶/井/清
	11H	1級 土木施工管理技士補[3年]	他	左/と/石/屋/タ/筋/し/塗/防/絶/井/水/清/解
	214	2級 土木施工管理技士(土木)	2級	土/と/石/鋼/舗/し/水/解※
		2級 土木施工管理技士(土木)[5年]	他	左/屋/タ/筋/塗/防/絶/井/清
	21J	2級 土木施工管理技士補(土木)[5年]	他	左/と/石/屋/タ/筋/し/塗/防/絶/井/水/清/解
	215	2級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	2級	塗
		2級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装)[5年]	他	左/と/石/屋/タ/筋/し/防/絶/井/水/清/解
	21K	2級 土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)[5年]	他	左/と/石/屋/タ/筋/し/塗/防/絶/井/水/清/解
	216	2級 土木施工管理技士(薬液注入)	2級	と
		2級 土木施工管理技士(薬液注入)[5年]	他	左/石/屋/タ/筋/し/塗/防/絶/井/水/清/解

根拠法等	コード	資 格 区 分 [資格の取得後に必要な実務経験年数]	区分	選択可能業種
建設業法	21L	2 級 土木施工管理技士補(薬液注入) [5 年]	他	左/と/石/屋/ タ/筋/し/塗/ 防/絶/井/水/ 清/解
	120	1 級 建築施工管理技士	1 級	建/大/左/と/ 石/屋/タ/鋼/ 筋/板/ガ/塗/ 防/内/絶/具/ 解※
		1 級 建築施工管理技士[3 年]	他	機/水/消/清
	12C	1 級 建築施工管理技士補[3 年]	他	大/左/と/石/ 屋/タ/筋/板/ ガ/塗/防/内/ 機/絶/具/水/ 消/清/解
	221	2 級 建築施工管理技士(建築)	2 級	建/解※
	222	2 級 建築施工管理技士(躯体)	2 級	大/と/タ/鋼/ 筋/解※
		2 級 建築施工管理技士(躯体) [5 年]	他	左/石/屋/板/ ガ/塗/防/内/ 機/絶/具/水/ 消/清
	223	2 級 建築施工管理技士(仕上げ)	2 級	大/左/石/屋/ タ/板/ガ/塗/ 防/内/絶/具
		2 級 建築施工管理技士(仕上げ) [5 年]	他	と/筋/機/水/ 消/清/解
	22D	2 級 建築施工管理技士補[5 年]	他	大/左/と/石/ 屋/タ/筋/板/ ガ/塗/防/内/ 機/絶/具/水/ 消/清/解
	127	1 級 電気工事施工管理技士	1 級	電
		1 級 電気工事施工管理技士[3 年]	他	機/消
	12E	1 級 電気工事施工管理技士補[3 年]	他	機/消
	228	2 級 電気工事施工管理技士	2 級	電
		2 級 電気工事施工管理技士[5 年]	他	機/消
	22F	2 級 電気工事施工管理技士補[5 年]	他	機/消
	129	1 級 管工事施工管理技士	1 級	管
		1 級 管工事施工管理技士[3 年]	他	筋/し/板/機/ 絶/井/具/水/ 消/清
	12G	1 級 管工事施工管理技士補[3 年]	他	筋/し/板/機/ 絶/井/具/水/ 消/清
	230	2 級 管工事施工管理技士	2 級	管

根拠法等	コード	資 格 区 分 [資格の取得後に必要な実務経験年数]	区分	選択可能業種
建設業法	230	2 級 管工事施工管理技士[5 年]	他	筋/し/板/機/ 絶/井/具/水/ 消/清
	23A	2 級 管工事施工管理技士補[5 年]	他	筋/し/板/機/ 絶/井/具/水/ 消/清
	131	1 級 電気通信工事施工管理技士	1 級	通
	232	2 級 電気通信工事施工管理技士	2 級	通
	133	1 級 造園施工管理技士	1 級	園
		1 級 造園施工管理技士[3 年]	他	左/と/石/屋/ タ/筋/し/塗/ 防/絶/井/水/ 清/解
	13D	1 級 造園施工管理技士補[3 年]	他	左/と/石/屋/ タ/筋/し/塗/ 防/絶/井/水/ 清/解
	234	2 級 造園施工管理技士	2 級	園
		2 級 造園施工管理技士[5 年]	他	左/と/石/屋/ タ/筋/し/塗/ 防/絶/井/水/ 清/解
	23E	2 級 造園施工管理技士補[5 年]	他	左/と/石/屋/ タ/筋/し/塗/ 防/絶/井/水/ 清/解

※「解」：平成 27 年度までの合格者は登録解体工事講習受講又は解体工事の実務経験 1 年が必要

建築士法	137	1 級 建築士	1 級	建/大/屋/タ/ 鋼/内
	238	2 級 建築士	2 級	建/大/屋/タ/ 内
	239	木造 建築士	2 級	大

技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	1 級	土/と/電/舗/ し/園/解※
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	1 級	土/と/電/鋼/ 舗/し/園/解※
	143	農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)	1 級	土/と
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	1 級	電/通
	145	機械・総合技術監理(機械)	1 級	機
	146	機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理(機械「流体機器」又は「熱・エネルギー機器」)	1 級	管/機
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	1 級	管/水
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	1 級	管/井/水
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	1 級	土/と/し

根拠法等	コード	資 格 区 分 [資格の取得後に必要な実務経験年数]	区分	選択可能業種
技術士法	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	1 級	園
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	1 級	土/と/園
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	1 級	管
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	1 級	管/水
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学(廃棄物管理))	1 級	管/水/消

※「解」：登録解体工事講習受講又は解体工事の実務経験 1 年

電気工事士法	155	第 1 種 電気工事士	2 級	電
	256	第 2 種 電気工事士 [3 年]	他	電

電気事業法	258	第 1 ～ 3 種 電気主任技術者 [5 年]	他	電
-------	-----	-------------------------	---	---

電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 [5 年]	他	通
	235	工事担任者 [3 年]	他	通

水道法	265	給水装置工事主任技術者 [1 年]	他	管
-----	-----	-------------------	---	---

消防法	168	甲種消防設備士	2 級	消
	169	乙種消防設備士	2 級	消

職業能力開発促進法	171	建築大工(1 級)	2 級	大
	271	〃 (2 級) [3 年]	他	大
	164	型枠施工(1 級)	2 級	大/と
	264	〃 (2 級) [3 年]	他	大/と
	172	左官(1 級)	2 級	左
	272	〃 (2 級) [3 年]	他	左
	157	とび・とび工(1 級)	2 級	と/解
	257	〃 (2 級) [3 年]	他	と/解
	173	コンクリート圧送工(1 級)	2 級	と
	257	〃 (2 級) [3 年]	他	と
	166	ウェルポイント施工(1 級)	2 級	と
	266	〃 (2 級) [3 年]	他	と
	174	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管(1 級)	2 級	管
	274	〃 (2 級) [3 年]	他	管
	175	給排水衛生設備配管(1 級)	2 級	管
	275	〃 (2 級) [3 年]	他	管
	170	建築板金「ダクト板金作業」(1 級)	2 級	屋/管/板
	270	〃 (2 級) [3 年]	他	屋/管/板
	176	配管・配管工(1 級)	2 級	管

根拠法等	コード	資 格 区 分 [資格の取得後に必要な実務経験年数]	区分	選択可能業種
職 業 能 力 開 発 促 進 法	276	配管・配管工(2級) [3年]	他	管
	177	タイル張り・タイル張り工(1級)	2級	タ
	277	〃 (2級) [3年]	他	タ
	178	築炉・築炉工・れんが積み(1級)	2級	タ
	278	〃 (2級) [3年]	他	タ
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)	2級	石/タ
	279	〃 (2級) [3年]	他	石/タ
	180	石工・石材施工・石積み(1級)	2級	石
	280	〃 (2級) [3年]	他	石
	181	鉄工・製罐(1級)	2級	鋼
	281	〃 (2級) [3年]	他	鋼
	182	鉄筋組立・鉄筋施工(1級)	2級	筋
	282	〃 (2級) [3年]	他	筋
	183	工場板金(1級)	2級	板
	283	〃 (2級) [3年]	他	板
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	2級	屋/板
	284	〃 (2級) [3年]	他	屋/板
	185	板金・板金工・打出し板金(1級)	2級	板
	285	〃 (2級) [3年]	他	板
	186	かわらぶき・スレート施工(1級)	2級	屋
	286	〃 (2級) [3年]	他	屋
	187	ガラス施工(1級)	2級	ガ
	287	〃 (2級) [3年]	他	ガ
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	2級	塗
	288	〃 (2級) [3年]	他	塗
	189	建築塗装・建築塗装工(1級)	2級	塗
	289	〃 (2級) [3年]	他	塗
	190	金属塗装・金属塗装工(1級)	2級	塗
	290	〃 (2級) [3年]	他	塗
	191	噴霧塗装(1級)	2級	塗
	291	〃 (2級) [3年]	他	塗
	167	路面表示施工	2級	塗
	192	畳製作・畳工(1級)	2級	内
	292	〃 (2級) [3年]	他	内
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	2級	内
	293	〃 (2級) [3年]	他	内

根拠法等	コード	資 格 区 分 [資格の取得後に必要な実務経験年数]	区分	選択可能業種
職 業 能 力 開 発 促 進 法	194	熱絶縁施工(1級)	2級	絶
	294	〃 (2級) [3年]	他	絶
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	2級	具
	295	〃 (2級) [3年]	他	具
	196	造園(1級)	2級	園
	296	〃 (2級) [3年]	他	園
	197	防水施工(1級)	2級	防
	297	〃 (2級) [3年]	他	防
	198	さく井(1級)	2級	井
	298	〃 (2級) [3年]	他	井

その他	061	地すべり防止工事士 [1年]	他	と/井
	040	基礎ぐい工事	2級	と
	062	建築設備士 [1年]	他	電/管
	063	1級計装士 [1年]	他	電/管
	060	解体工事	2級	解
	064	基幹技能者	基幹	該当業種
	099	その他	他	全業種
	703	レベル3技能者	他	該当業種
	704	レベル4技能者	他	該当業種

(5) 業種コード

業種コードは有資格者・実務経験者を問わず、技術者 1 人につき 2 業種までしか選択できません。
「(4) 技術者資格区分コード」から選択可能な業種を確認してください。

営業所専任技術者としての担当業種が 3 つ以上あったとしても、経営事項審査では 2 つまでしか評価の対象となりませんのでご注意ください。その場合は、主として担当している業種を 2 つ選択してください。

01	土木一式
02	建築一式
03	大工
04	左官
05	とび・土工・コンクリート
06	石
07	屋根
08	電気
09	管
10	タイル・れんが・ブロック

11	鋼構造物
12	鉄筋
13	舗装
14	しゅんせつ
15	板金
16	ガラス
17	塗装
18	防水
19	内装仕上
20	機械器具設置

21	熱絶縁
22	電気通信
23	造園
24	さく井
25	建具
26	水道施設
27	消防施設
28	清掃施設
29	解体

Q 経営事項審査で加点されなかった 2 業種以外の工事には、その技術者は配置できないのですか？

A いいえ。資格を持っていれば配置可能です。あくまでも経営事項審査で加点の対象にならないだけです。

8 申請書等の入手方法

(1) 県ホームページからダウンロード

申請書等は、山形県ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.pref.yamagata.jp>

【トップページ ⇒ 事業者（画面右上）⇒ 入札・調達（工事等）⇒ 山形県公共事業入札情報 ⇒ 建設業許可・経営事項審査 ⇒ 経営事項審査申請様式】

(2) 山形県建設業協会で購入

申請書は建設業協会の各支部でも購入できます。料金については建設業協会へお問合せください。

支部名	住所	電話番号
本 部	〒990-0024 山形市あさひ町 18-25 建設会館 3F	023-641-0328
米沢支部	〒992-0012 米沢市金池 5-13-13	0238-23-1265
長井支部	〒993-0085 長井市高野町 2-11-21	0238-84-2250
山形支部	〒990-0047 山形市旅籠町 3-5-27	023-622-3091
西村山支部	〒991-0003 寒河江市大字西根字上川原 368-16	0237-86-5518
村山支部	〒995-0035 村山市中央 1-2-27	0237-55-6540
最上支部	〒996-0002 新庄市金沢南沢 1810-1	0233-22-1253
鶴岡支部	〒997-0019 鶴岡市茅原字西茅原 16	0235-22-2364
酒田支部	〒998-0006 酒田市ゆたか 1-1-1	0234-33-0702

9 問合せ先一覧

管轄	担当公所係名・住所	電話番号
東南村山	村山総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8189 (直通)
西 村 山	村山総合支庁 西村山建設総務課 行政係 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355	0237-86-8379 (直通)
北 村 山	村山総合支庁 北村山建設総務課 行政係 〒995-0024 村山市楯岡笛田 4-5-1	0237-47-8654 (直通)
最 上	最上総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1377 (直通)
東南置賜	置賜総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-26-6069 (直通)
西 置 賜	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 行政係 〒993-0085 長井市高野町 2-3-1	0238-88-8223 (直通)
庄 内	庄内総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-5644 (直通)
そ の 他	山形県庁県土整備部 建設企画課 〒990-8570 山形市松波 2-8-1	023-630-2658・2402 (直通)